

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年5月30日
【事業年度】	第7期（自平成24年3月1日至平成25年2月28日）
【会社名】	株式会社トライステージ
【英訳名】	Tri-Stage Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役CEO 妹尾 勲
【本店の所在の場所】	東京都港区芝公園二丁目4番1号
【電話番号】	03-5402-4111（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理部長 野口 卓
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝公園二丁目4番1号
【電話番号】	03-5402-4111（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理部長 野口 卓
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期
決算年月	平成21年2月	平成22年2月	平成23年2月	平成24年2月	平成25年2月
売上高 (千円)	-	-	-	-	33,826,160
経常利益 (千円)	-	-	-	-	503,535
当期純利益 (千円)	-	-	-	-	248,202
包括利益 (千円)	-	-	-	-	250,162
純資産額 (千円)	-	-	-	-	8,387,515
総資産額 (千円)	-	-	-	-	12,325,246
1株当たり純資産額 (円)	-	-	-	-	1,125.49
1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	33.53
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	33.25
自己資本比率 (%)	-	-	-	-	67.8
自己資本利益率 (%)	-	-	-	-	3.0
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	28.9
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	-	127,802
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	-	828,962
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	-	137,805
現金及び現金同等物の期末 残高 (千円)	-	-	-	-	1,847,914
従業員数 (人)	-	-	-	-	137
(外、平均臨時雇用者数)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 第7期連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、第6期以前については記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第3期	第4期	第5期	第6期	第7期
決算年月		平成21年2月	平成22年2月	平成23年2月	平成24年2月	平成25年2月
売上高	(千円)	25,221,340	34,253,370	37,572,063	34,813,650	30,819,330
経常利益	(千円)	2,011,353	3,622,279	3,237,135	1,988,691	519,208
当期純利益	(千円)	1,150,979	2,110,087	1,908,808	1,147,712	269,456
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	-	-	-	-	-
資本金	(千円)	627,318	630,642	633,702	635,638	638,499
発行済株式総数	(株)	2,489,300	7,497,600	7,525,500	7,543,800	7,574,700
純資産額	(千円)	3,365,441	5,482,178	7,396,956	8,250,182	8,377,433
総資産額	(千円)	6,457,579	9,616,483	10,988,043	11,267,258	11,063,938
1株当たり純資産額	(円)	1,351.98	731.20	982.94	1,115.85	1,128.35
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	- (-)	- (-)	20 (-)	20 (-)	20 (-)
1株当たり当期純利益金額	(円)	487.82	282.04	254.10	153.27	36.40
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	(円)	477.92	276.14	250.43	151.70	36.10
自己資本比率	(%)	52.1	57.0	67.3	73.2	75.7
自己資本利益率	(%)	51.4	47.7	29.6	14.7	3.2
株価収益率	(倍)	6.8	9.8	4.8	6.1	26.6
配当性向	(%)	-	-	7.9	13.0	54.9
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	1,378,631	2,499,504	1,295,952	980,904	-
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	43,322	2,106,881	3,481,471	768,969	-
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	603,922	6,649	5,969	294,021	-
現金及び現金同等物の期末 残高	(千円)	2,891,318	3,290,590	1,111,041	1,028,955	-
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(人)	47 (7)	62 (10)	93 (-)	108 (-)	116 (-)

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益については、第3期、第4期、第5期及び第6期については関連会社がないため記載しておりません。

3. 第7期連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、持分法を適用した場合の投資利益、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー及び現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。

4. 配当性向については、第3期及び第4期は配当を行っておりませんので記載しておりません。

5. 当社は、平成21年9月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。

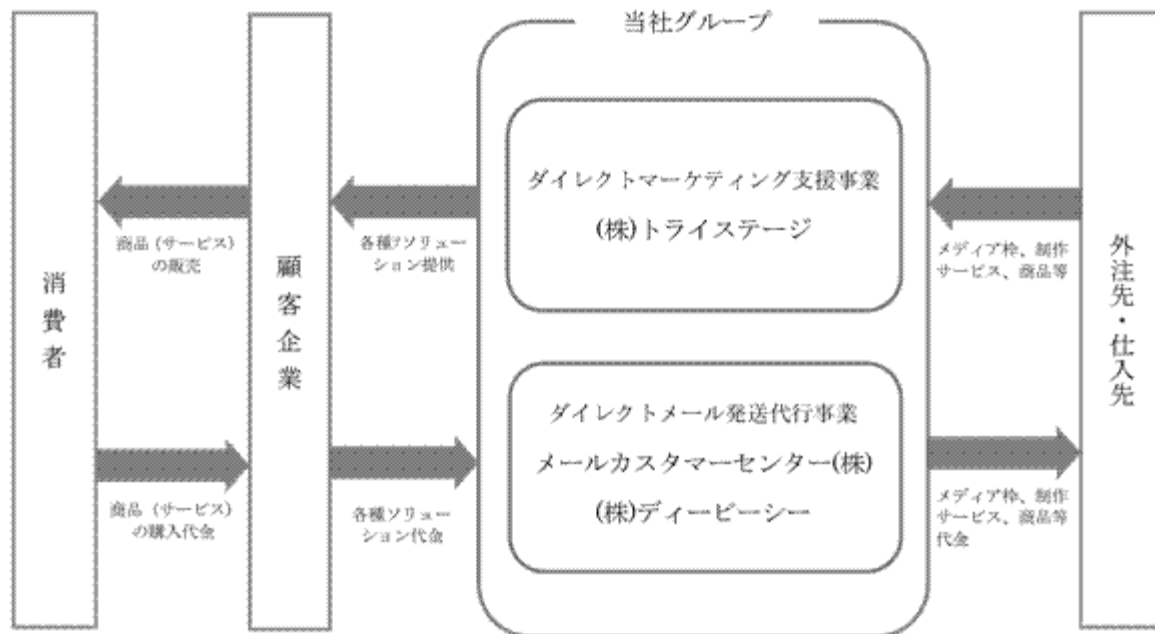
2【沿革】

年月	事項
平成18年3月	東京都港区に、ダイレクトマーケティング事業を実施する企業に対して、テレビやインターネット等のメディアを使用した商品・サービスの販売や集客のサポートと、顧客管理に至るまでのプロセスの各種ソリューションを提供することを事業目的とした、株式会社トライステージ（資本金10,000千円）を設立
平成20年8月	東京証券取引所マザーズに株式を上場
平成24年11月	メールカスタマーセンター株式会社の議決権50.2%の株式を取得し子会社化

3【事業の内容】

当社グループは、株式会社トライステージと連結子会社2社（メールカスタマーセンター株式会社、株式会社ディーピーシー）により構成されており、ダイレクトマーケティング実施企業に対して、テレビ番組放送枠をはじめとする各種メディア枠の提供、商品開発、各種表現企画・制作、受注・物流等におけるノウハウの提供等の各種ソリューションを提供する「ダイレクトマーケティング支援事業」及び、ダイレクトメールや商品の発送代行、並びに封入発送代行を行う「ダイレクトメール発送代行業」を行っております。

<事業系統図>



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金(千円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合 又は被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) メールカスタ マーセンター株 式会社	東京都渋谷区	42,300	ダイレクトメール 発送代行事業	50.2	役員の兼任 債務保証
株式会社ディー ピーシー	東京都渋谷区	8,000	ダイレクトメール 発送代行事業	100 (100)	-

(注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。

2. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成25年2月28日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
ダイレクトマーケティング支援事業	116
ダイレクトメール発送代行事業	21
合計	137

(注) 従業員数は就業人員であります。

(2) 提出会社の状況

平成25年2月28日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
116	33.0	3.2	6,816

セグメントの名称	従業員数(人)
ダイレクトマーケティング支援事業	116
合計	116

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社の労働組合はトライステージ労働組合と称し、会社と組合との間に特筆すべき事項はありません。なお、当社グループ全体での労働組合は組織されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

当連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、前年同期との比較分析は行っていません。

(1) 業績

当連結会計年度におけるわが国経済は、海外景気の下振れ懸念やデフレの影響等、景気を下押しするリスクが存在したものの、輸出環境の改善や経済政策への期待感から消費者マインドの持ち直しが見られ、個人消費は緩やかな回復基調にありました。

一方、当社グループの顧客企業が属するダイレクトマーケティング市場は、通信販売の定着とともに依然として拡大基調が続いているものの、市場規模が拡大したことから、その伸長率は鈍化傾向となっております。

このような環境の下、当社グループはダイレクトマーケティング実施企業に対してバリューチェーンの各局面で最適なソリューションを提供するべく努めてまいりました。また、中期的な成長戦略として位置付けた「WEBビジネスの推進」、「CRMビジネスの推進」、「国際ビジネスの推進」を推し進めるべく、社内体制を整えるとともに、外部との連携を含めた基盤づくりに取り組んでまいりました。なお、「CRMビジネスの推進」については、顧客管理（CRM）の支援を強化し、当社独自のトータルソリューションサービスを一層充実させるため、第3四半期連結会計期間において、メールカスタマーセンター株式会社の議決権50.2%の株式を取得し、子会社化いたしました。

この結果、当社グループの当連結会計年度における売上高は33,826,160千円、売上総利益は2,680,794千円となりました。販売費及び一般管理費は、貸倒引当金繰入額425,886千円を計上したこと等により2,184,073千円となり、営業利益は496,720千円、経常利益は503,535千円、当期純利益は248,202千円となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

ダイレクトマーケティング支援事業

ダイレクトマーケティング支援事業については、一部のテレビ番組枠を返還する等、当社グループが確保するテレビCM枠やテレビ番組枠の見直しや、新たな業種・領域の顧客企業の発掘等に取り組んでまいりました。しかしながら、顧客企業の商品サイクルやテレビ通販市場の環境の変化等により顧客企業の収益性が低迷し、出稿量が減少したこと等により、売上高は30,819,330千円、営業利益は509,002千円となりました。

ダイレクトメール発送代行事業

ダイレクトメール発送代行事業については、第3四半期連結会計期間においてメールカスタマーセンター株式会社の議決権50.2%の株式を取得し、子会社化いたしました。同社の事業規模及び事業の性質を鑑み、セグメント化したことにより、ダイレクトメール発送代行事業の売上高は3,007,020千円、営業損失は12,282千円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、1,847,914千円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動による資金の増加は、127,802千円となりました。これは主に税金等調整前当期純利益502,852千円の計上、貸倒引当金426,318千円増加の一方、仕入債務の減少370,169千円、法人税等の支払585,904千円等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動による資金の増加は、828,962千円となりました。これは主に定期預金の払戻等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動による資金の減少は、137,805千円となりました。これは主に配当金の支払等によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

当連結会計年度における仕入及び販売の状況は次のとおりであります。

(1) 仕入実績

当連結会計年度の仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 平成24年3月1日 至 平成25年2月28日)	前年同期比(%)
ダイレクトマーケティング支援事業(千円)	28,290,431	-
ダイレクトメール発送代行事業(千円)	2,855,104	-
合計(千円)	31,145,535	-

(注) 1. 金額は仕入価格によっており、セグメント間の内部振替前の数値によっております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3. ダイレクトマーケティング支援事業における仕入実績は、メディア枠の仕入、商品の仕入のほかに、表現制作物、コールセンター業務等の外注により発生した費用が含まれております。

4. 当連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、前年同期比は記載しておりません。

(2) 販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 平成24年3月1日 至 平成25年2月28日)	前年同期比(%)
ダイレクトマーケティング支援事業(千円)	30,819,330	-
ダイレクトメール発送代行事業(千円)	3,007,020	-
合計(千円)	33,826,350	-

(注) 1. セグメント間の内部振替前の数値によっております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3. 当連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、前年同期比は記載しておりません。

4. 当連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	当連結会計年度 (自 平成24年3月1日 至 平成25年2月28日)	
	金額(千円)	割合(%)
キューサイ株式会社	6,646,081	19.6
株式会社テレビショッピング研究所	4,846,718	14.3

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

当社グループの顧客企業が属するダイレクトマーケティング市場は、依然として拡大基調が続いているものの、市場規模が拡大したことから、その伸長率は鈍化傾向となっております。特に、テレビ通販市場は、今後も横ばい傾向が継続することが見込まれます。

このような環境下、当社グループは、既存の強みであるテレビメディアを中心としたダイレクトマーケティング支援事業を強化するとともに、新たなビジネスを構築することにより、将来における売上及び利益の拡大の基礎づくりを目指してまいります。加えて、上記を推し進めるために必要な体制づくりと人材づくりに注力してまいります。

(1) 新業種・新領域顧客企業の発掘と育成

当社グループの得意分野であるテレビを使用したダイレクトマーケティング支援事業において、従来のダイレクトマーケティング実施企業における主要な業種・領域とは異なる、新たな業種・領域の顧客企業の発掘及び育成を積極的に実施することにより、さらなる事業拡大を目指してまいります。

(2) WEBビジネスの推進

メディア環境の急速な発達及び多様化に伴い、PC、スマートフォン等のモバイル端末、タブレット端末等の各種WEBメディアを使用したダイレクトマーケティングが急成長を遂げております。

このような状況を鑑み、当社グループはWEBマーケットへの進出を中期的な成長戦略として位置付け、各種WEBメディアにおける当社独自のビジネスモデルの創出及び育成等を積極的に推進することにより、業容の拡大を図ってまいります。

(3) CRMビジネスの推進

ダイレクトマーケティング事業においては、獲得した顧客との間に継続的に良好な関係性を構築し、ライフタイムバリューを高め、継続的な収益を確保する顧客管理施策（CRM施策）が事業成功のための重要な要素の一つですが、その重要性は昨今ますます高まっております。

このような状況を鑑み、当社グループはCRM（顧客管理）ビジネスの育成を中期的な成長戦略として位置付け、顧客企業のCRMビジネス拡大展開の際の支援サービス、及び、独自のビジネスモデルの創出及び育成等を積極的に推進することにより、業容の拡大を図ってまいります。

(4) 国際ビジネスの推進

わが国のダイレクトマーケティング市場の伸長率は鈍化傾向となっている一方、アジアを中心とした新興国におけるダイレクトマーケティング市場は経済の発展と相まって急成長を遂げており、今後も高い成長が期待されております。

このような状況を鑑み、当社グループは海外マーケットへの進出を中期的な成長戦略として位置付け、顧客企業または当社サポート商品の海外マーケット進出の際の支援サービス、及び、当社グループのスキルとノウハウを駆使したトータルソリューションサービスの海外現地での展開等を積極的に推進することにより、業容の拡大を図ってまいります。

(5) 体制づくりと人材づくり

上述した各事業戦略を推し進めるために必要な体制づくりとして、経営体制及び組織力の強化と資本注入を含む外部との連携の強化等を積極的に実施することにより、将来における売上及び利益の拡大の基礎づくりの確実な遂行を図ってまいります。

また、当社グループが実施するトータルソリューションサービスは、経験に裏打ちされたスキルとノウハウに頼る部分が大きいため、最大の経営資源は人材であり、上述した各事業戦略を推し進めるために必要な人材づくりとして、人員の増強と従業員の能力向上のための人材教育及びノウハウの共有化による人材育成等を積極的に推進することにより、将来における売上及び利益の拡大の基礎づくりの確実な遂行を図ってまいります。

(6) 会社の支配に関する基本方針について

基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業理念や経営理念、当社企業価値の源泉、顧客企業等の当社のステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させる者でなければならないと考えております。

一方で、当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、会社の支配権の移転を伴う特定の者による当社株式の大規模買付等であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、当社株式の大規模買付提案に応じるかどうかについては、最終的には株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えております。

しかしながら、株式の大規模買付提案の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、当社の株主や取締役会が買付や買収提案の内容等について検討し、当社の取締役会が代替案を提示するために合理的に必要な期間・情報を与えないもの、当社の企業価値を十分に反映しているとはいえないもの等もありえます。

当社は、上記の例を含め当社の企業価値ひいては株主共同の利益を侵害するおそれのある大規模買付等を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えており、このような者による当社株式の大規模買付行為に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、株主の皆様に大規模買付行為に応じるかどうかを検討するための情報・時間を確保するとともに、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を守る必要があると考えております。

基本方針の実現に資する特別な取り組みの内容の概要

イ．企業理念及び企業価値の源泉

当社は、「消費者の喜びは、クライアントの喜びであり、私たちの喜び」を社是とし、ダイレクトマーケティング支援事業を行っております。

ダイレクトマーケティングによって商品がより多く消費者に選択されるためには、ダイレクトマーケティングを構成するバリューチェーン、すなわち商品開発、事業計画、表現企画、媒体選定、受注、効果分析、情報加工、物流・決済、顧客管理の各局面を充実させる必要があります。当社は、顧客企業の商品が、消費者から選ばれ、より多く売れるために、ダイレクトマーケティングのバリューチェーンの全ての局面におけるソリューションメニューを有しており、顧客企業に合わせてその全部または一部を提供しています。当社では、これらのソリューションメニューの提供を総合的に実施することを「トータルソリューションサービス」と称し、当社の事業の特長としております。

トータルソリューションサービスにおける当社の強みは、大量一括仕入れによる豊富かつ費用対効果の高い媒体の調達力、複数のコールセンターを一括管理することによる受注管理ノウハウ、データ・情報の分析力にあります。

媒体調達は参入障壁の高い分野ですが、広告代理店出身の創業者による広告代理店やテレビ局との長期的な信頼関係と媒体取り扱い経験に基づいた大量一括仕入れにより、安定的に豊富な媒体を仕入れることを可能としております。

受注管理ノウハウにおいては、当社が各コールセンターを一括して取りまとめ、顧客商品の理解を促進させる独自の受電マニュアルを作成し、受注データを基に改善を繰り返すことで受注効率の向上を実現しております。

データ・情報の分析力においては、多種多様な商品の取り扱い実績及び番組・CM枠の取り扱い実績を保有しており、顧客企業に対し効果的なプランを提案しております。番組・CM放送前には、表現制作物のモニタリングテストを実施し、商品の魅力が消費者に伝わるかを定量的に評価しております。また、番組・CM放送後には、受注時の各種データも用いて売り上げ効率を数値化し、分析しております。

これらの強みは、当社の重要な事業基盤であり、企業価値の源泉となっております。

また、当社の企業理念に共感して集まり、多岐にわたるサービス内容を熟知して、経験とノウハウを蓄積した従業員は当社の重要な経営資源であり、顧客企業との長期的かつ強い信頼関係の構築に繋がっております。

ロ．企業価値の向上に資する取り組み

当社は、継続的な事業活動及び企業価値向上のため、市場動向や消費者のニーズを捉え定期的に経営計画を見直ししております。平成24年4月2日に公表した中期経営計画では、既存の強みであるテレビ通信販売を中心としたダイレクトマーケティング支援事業を強化することに加え、将来における売上及び利益拡大の基礎づくりを目指し、WEBビジネスの推進、CRMビジネスの推進、国際ビジネスの推進を中期的な成長戦略として位置付けました。また、各事業戦略を推し進めるために必要な体制づくりと人材づくりに注力しており、取締役を2名増員し経営体制を強化するとともに、WEBビジネス推進室、CRMビジネス推進室、国際ビジネス推進室及びナレッジマネジメント室を新設いたしました。

各事業戦略の推進状況は下記のとおりです。

WEBビジネスにおいては、ポイントサイトへの動画掲載を顧客企業へ提案し、好評を得ております。

CRMビジネスにおいては、第3四半期より顧客企業の支援を開始いたしました。また、平成24年11月にダイレクトメールの受注発送代行業務を行うメールカスタマーセンター株式会社の株式の50.2%（議決権比率）を取得し子会社化したことで、顧客企業へ提供できるCRMサービスの幅が広がりました。

国際ビジネスにおいては、平成24年10月よりベトナムでのダイレクトマーケティング支援を開始いたしました。まずは日本の顧客企業の現地での商品販売を支援し、将来的には現地企業への支援を目指しております。今後モアジアを中心とした新興諸国での事業拡大とダイレクトマーケティング市場の発展に努めてまいります。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの内容の概要

基本方針に照らして、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みとして、当社は、平成24年12月13日開催の取締役会において、当社株式の大規模買付行為に関する対応策を導入し、平成25年5月29日開催の定時株主総会における承認を得て更新（以下、更新後のプランを「本プラン」）いたしました。本プランの概要は以下のとおりです。

当社の発行する株券等の買付行為を行おうとする者のうち、本プランの対象となる者は、当該買付者を含む株主グループ（以下「大規模買付者グループ」）の議決権割合を25%以上とすることを目的とする買付行為もしくはこれに類似する行為を行おうとする者、または、当該買付行為の結果、大規模買付者グループの議決権割合が25%以上となる買付行為もしくはこれに類似する行為を行おうとする者（以下、及びの買付行為またはこれに類似する行為の一方または双方を「大規模買付行為」、これを行おうとする者を「大規模買付者」）です。

大規模買付者には、大規模買付行為を開始する前に、当社宛に、大規模買付者の氏名または名称、住所または本店事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の役職及び氏名、国内連絡先、大株主または大口出資者（所有株式または出資割合上位10名）の概要及び大規模買付行為によって達成しようとする目的の概要を明示し、本プランに定められた手順を遵守することを約束する旨を記載した書面（以下「意向表明書」）をご提出いただきます。

当社取締役会は、大規模買付者から提出された意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者に対し、当社取締役会が大規模買付者の大規模買付行為の内容を検討するために必要と考える情報（以下「必要情報」）の提供を要請する必要情報リストを交付します。当社取締役会は、大規模買付者から提供された情報が十分ではないと認めた場合、大規模買付者に対して、追加的に情報の提供を要求することがあります。当社取締役会は、大規模買付者から意向表明書が提出された場合及び必要情報が提供された場合にはその旨を開示します。また、当社取締役会が、当社株主の皆様判断のために必要であると判断した場合には、適切と判断される時期に、必要情報の全部または一部を開示します。

当社取締役会は、大規模買付者から十分な必要情報の提供を受けた日から起算して60営業日以内の期間（以下「分析検討期間」）、必要に応じて外部専門家の助言を受けるなどしながら、提供された必要情報の分析・検討を行い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、大規模買付者による大規模買付行為の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、大規模買付者から十分な必要情報の提供を受けたと判断した場合には、速やかにその旨及び分析検討期間の満了日を開示します。ただし、当社取締役会は、上記検討を行うに当たり必要があると認める場合には、30営業日を上限として分析検討期間を延長することができるものとし、その場合には、具体的な延長期間及び延長の理由を開示するものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付行為に関する当社取締役会としての対応方針を取りまとめ、公表します。

当社取締役会は、分析検討期間中、必要に応じて、大規模買付者と交渉し、あるいは、株主の皆様に対する代替案の提示を行うことがあります。また、当社取締役会は、一定の場合には、大規模買付行為に対する対抗措置の発動等に関して株主総会を招集する場合があります。

大規模買付者は、分析検討期間の経過後（当社取締役会が分析検討期間内に大規模買付行為に対する対抗措置の発動等に関して株主総会を招集する旨を決議した場合には、当該株主総会の終結後）にのみ大規模買付行為を開始することができるものとします。

当社取締役会は、分析検討期間が終了しているか否かにかかわらず、大規模買付者による大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがないと判断した場合は、当該大規模買付行為について以後本プランを適用せず、また、対抗措置を発動しない旨を直ちに決議し、公表します。

大規模買付者が本プランを遵守しなかった場合、当社取締役会は、会社法その他の法律及び当社定款の下で可能な対抗措置のうちから、そのときの状況に応じ最も適切と判断した手段を選択し、対抗措置を発動することがあります。

当社取締役会は、大規模買付者が本プランを遵守している場合には、原則として、大規模買付行為に対する対抗措置を発動しません。ただし、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合であり、かつ、対抗措置を取ることが相当であると認められる場合には、当社取締役会は、前記と同様の対抗措置を発動することがあります。

当社取締役会は、大規模買付行為に対して対抗措置を発動するか否かの判断の公正性を確保するため、事前に、本プランに関して設置する当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される特別委員会に対し、必ず対抗措置の発動の是非等について諮問します。なお、当社取締役会が特別委員会に諮問して答申を受けるまでの期間は、取締役会の分析検討期間に含まれるものとします。特別委員会は、当社取締役会からの諮問に基づき、必要に応じて外部専門家の助言を受けるなどしながら意見を取りまとめ、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非等について勧告します。特別委員会は、勧告に際して、対抗措置の発動に関して予め株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。当社取締役会は、この特別委員会による勧告を株主の皆様の開示した上で、当該勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動に関して決議を行います。

当社取締役会は、特別委員会が予め株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した上、株主総会の承認を得れば対抗措置の発動を認める勧告を行った場合には、株主総会を招集し、対抗措置の発動に関する株主の皆様意思を確認します。株主総会を開催する場合には、当社取締役会は、株主総会の決議に従い、対抗措置の発動等に関する決議を行うものとします。そのほか、当社取締役会は、大規模買付行為による当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する侵害が認められるか否かが問題となっており、かつ、当社取締役会が善管注意義務に照らし株主の意思を確認することが適切と判断する場合には、事前に特別委員会に対し、株主総会を招集して株主の意思を確認することの是非等について諮問した上で、株主総会を招集し、当該大規模買付行為に関する株主の皆様意思を確認することができるものとします。当社取締役会が特別委員会に諮問して答申を受けるまでの期間は、取締役会の分析検討期間に含まれるものとします。当社取締役会は、特別委員会による勧告を株主の皆様の開示した上で、当該勧告を最大限尊重して、株主総会の招集に関して決議を行います。なお、特別委員会が対抗措置の発動を認めない旨の勧告を行った場合には、原則として、株主総会を招集することはありません。

当社取締役会が上記の手續に従い対抗措置の発動を決議した後または発動後においても、大規模買付者が大規模買付行為を中止した場合、または、対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、特別委員会の勧告に基づきまたは勧告の有無にかかわらず、対抗措置の中止または発動の停止を決議するものとします。

本プランの有効期間は、平成25年5月29日開催の当社第7期定時株主総会の終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

当社取締役会の判断及び理由

当社取締役会は、以下の理由から、本プランは、基本方針に沿うものであり、当社株主共同の利益を損なうものではなく、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

イ．買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を完全に充足しております。また、本プランは、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化をふまえた買収防衛策の在り方」をふまえた内容となっております。

ロ．株主意思を重視するものであること

本プランの有効期間は、平成25年5月29日開催の当社第7期定時株主総会の終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとしております。また、当社は、本プランの有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合、または当社株主総会で選任された取締役により構成される取締役会において、本プランを変更または廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランをその時点で変更または廃止します。その意味で、本プランの導入及び廃止は、当社株主の皆様の意思に基づくこととなっております。

ハ．独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

実際に大規模買付者が出現した場合には、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみにより構成される特別委員会によって、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を侵害するか否かなどの実質的な判断を行い、当該判断を当社取締役会に最大限尊重させることによって、当社取締役会の恣意的行動を厳しく監視するとともに、当該判断の概要については株主の皆様へ情報開示することとされており、本プランの透明な運用が行われる仕組みが確保されております。

ニ．合理的な客観的要件の設定

本プランにおける対抗措置は、本プランに定める合理的かつ客観的な要件が充足される場合でなければ発動されないように設計されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

ホ．デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、大規模買付者の指名に基づき当社株主総会において選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができないいわゆるデッドハンド型の買収防衛策ではありません。また、当社取締役の任期は1年とされており、期差任期制は採用されていないため、本プランは、いわゆるスローハンド型の買収防衛策ではございません。

4【事業等のリスク】

以下において、当社グループの経営成績及び財務情報に関してリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、以下の記載は本株式への投資に関連するリスク全てを網羅するものではありませんので、この点にご留意ください。なお、記載された将来に関する事項は、提出日現在入手可能な情報に基づき当社グループが判断したものであります。

(1) 事業内容に関するリスク

国内の景気動向の影響について

当社グループが提供する各種サービスは、景気動向の影響を受けやすい広告宣伝支出とは異なり、ダイレクトマーケティング事業を実施する企業の商品販売において、販売に直接関連するため必須の支出である場合が多く、相対的に景気動向の影響を受けづらい傾向にあります。

しかしながら、国内における景気動向の変化に伴い、いわゆる買い控え等消費動向に急激な変化が生じ、当社グループ顧客企業の業績が急速に悪化する可能性は否定できず、かかる場合において当社グループが迅速かつ十分に対応できない場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

ダイレクトマーケティング市場の成長性について

当社グループの顧客企業が属するダイレクトマーケティング市場は、メディア環境の急速な発達及び多様化も相まって、近年成長を続けております。

しかしながら、国内における景気動向、消費動向等の経済情勢の変化等により、その成長が止まる可能性は否定できず、かかる場合において当社グループが迅速かつ十分に対応できない場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

メディア環境の変化について

当社グループは、ダイレクトマーケティングにて使用されるメディア枠として、テレビ番組放送枠あるいはテレビCM放送枠が、今後も重用されることを想定し、引き続きテレビを中心に使用したソリューションの提供を拡大してまいります。

しかしながら、メディア環境や消費動向が変化し、インターネット、モバイル等テレビ以外のメディアを使用したダイレクトマーケティングが当社グループの想定以上に成長する等の事由により、顧客企業のテレビ番組放送枠やテレビCM放送枠等に対する需要が低下する可能性は否定できず、かかる場合において当社グループが迅速かつ十分に対応できない場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

メディア枠の安定確保について

当社グループの主要な収益要素であるメディア枠の販売において、テレビ番組放送枠の販売が大きなウェートを占めておりますが、当社グループでは、テレビ番組放送枠の確保・販売に加え、テレビCM、ラジオ、インターネット、モバイル、新聞、雑誌、折込チラシ等のSPメディア、店頭等、多様なメディアの確保・販売を積極的に展開しております。

しかしながら、今後、大手新規参入企業や大手広告代理店業者等が巨大な資本力を活かしてテレビ番組放送枠等の高値による買占めを行った場合、テレビ局がダイレクトマーケティング事業者に供給するテレビ番組放送枠等の供給量を減枠した場合、地震や台風等の自然災害等の不測の緊急事態が発生し、メディアの放送規制が発生した場合など、当社グループの計画通りにテレビ番組放送枠等を確保・販売できなくなる可能性は否定できず、かかる事態となった場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

テレビ番組放送枠の一括先行仕入について

当社グループの主要な収益要素であるメディア枠提供のうち、最も大きなウェートを占めるテレビ番組放送枠の仕入において、当社グループでは、当社グループ顧客企業からのオーダーに応じて購入する受注発注型仕入に加え、当社グループの判断にて先行的にオーダーし購入する先行仕入を実践しております。また当社グループでは、先行仕入を行う際、複数の番組枠を一括して購入する一括仕入や事前に定めた期間にて継続的に購入する期間継続仕入を実践しており、安価かつ大量のテレビ番組放送枠仕入を実現するとともに、仕入先である媒体社や広告代理店との信頼関係の構築と取引関係の安定化を実現しております。

当社グループでは、予め顧客企業のニーズを集約した販売計画を立案したうえで仕入計画を立案し、一括仕入や期間継続仕入を実践しているため、仕入れた全ての番組枠を顧客企業に対し販売しておりますが、顧客企業の急激な販売不振や視聴者のテレビ視聴動向の急激な変化等、当社グループが想定していない事態が発生し、予め立案した販売計画の大幅な変更を余儀なくされた場合において当社グループが迅速かつ十分に対応できない場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

成長支援型新規顧客獲得戦略について

商品やサービスを販売する企業がテレビ番組通販市場に新規参入するには、初期準備費用に充当可能な資金やイ

ンフラ整備等が必要とされるため、その参入が困難な場合があります。

当社グループは、そのような新規参入希望企業の中から、優れた商品や高い企画力を有し成長が期待できる企業、あるいは成長が期待できる商品を選別し、当該企業あるいは当該商品のダイレクトマーケティング事業が成長するまでの一定期間において、メディア枠の販売又は表現物の制作におけるコスト面の協力や、当社グループの各種ソリューションの提供により当該企業又は商品の成長を支援する、独自の新規顧客獲得戦略を採用するとともに、当該ダイレクトマーケティング事業の成長に伴い当社グループの売上及び利益の拡大を実現しております。

成長支援の遂行に際しては、当社グループにて成長支援計画を立案の上、当社グループの各種ソリューションサービスの継続的な提供を行っておりますが、当該企業あるいは当該商品のダイレクトマーケティング事業が成長するまでの間において、当該企業への各種ソリューションの提供にて発生するコストの一部を、負担額に限度を設けた上で当社グループが負担する場合があります。

当社グループでは、支援した顧客企業あるいは商品が計画通りに成長しない可能性も考慮に入れて計画を立案しておりますが、当該顧客企業あるいは商品が当社グループの想定以上に成長しない可能性は否定できず、かかる場合において当社グループが一時的かつ限定的に負担した各種ソリューションサービスに係るコストを回収できない場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

主要顧客企業への依存について

当社グループの全売上高に占める割合が10.0%以上となる主要顧客企業の数及び売上高の割合の合計は、平成24年2月期において2社にて33.2%、平成25年2月期において2社にて34.0%となっております。当社グループは、今後において、当該顧客企業との取引額に関しても継続的に拡大を目指しつつ、新規顧客企業等、当該顧客企業以外との取引額の拡大を推進し、特定顧客企業への依存の低減に努めてまいりますが、当該顧客企業の業績不振やメディア出稿の停止等何らかの急激な変化等の事情により、当該顧客企業との取引額が大幅に減少した場合、もしくは当該顧客企業との取引の継続が困難な事態に陥った場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

特定仕入先への依存について

当社グループは、株式会社大広より、テレビ番組放送枠、テレビCMを始めとするメディア枠等を仕入れております。当社グループの全仕入高に占める株式会社大広からの仕入高の割合は、平成24年2月期において48.8%、平成25年2月期において43.3%と低下しているものの、その依存度はなお高いものとなっております。

株式会社大広は当社の代表取締役2名、取締役1名が以前に従事していた会社であり、当社設立以来良好な取引関係を継続しており、安定度の高い仕入先として認識しておりますが、株式会社大広の何らかの急激な変化等の事情により、同社との取引契約期間の満了後、適切な条件で再合意に至らなかった場合、解除条項に抵触し契約が終了した場合、その他同社との取引の継続が困難な事態に陥った場合において当社グループが迅速かつ十分に対応できない場合には、当社グループの業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

外注先の確保について

当社グループは、テレビ番組制作をはじめとする各種表現物の企画・制作及びコールセンター業務の提供等において、企画立案は自社内にて行うものの、実作業の多くは各分野における専門会社及び専門スタッフに外注しております。これまで当社グループは、十分なスキルとノウハウを有し、かつ当社グループ又は顧客企業のニーズに応える品質を維持できる外注先を安定確保できており、また、当該外注先と良好なパートナーシップ関係を構築しております。

しかしながら、外注先の何らかの事情により、当社グループとの取引が継続できなくなった場合、もしくは当社グループ又は顧客企業が要求する品質の維持ができなくなった場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

商品在庫について

当社グループは、商品を商品メーカーあるいは商品ベンダーより仕入れ、顧客企業あるいは商品卸業者に販売する商品BtoB取引を行っており、当該商品の仕入に際し、若干の在庫を有しております。

何らかの事情により、仕入商品を予定通りに販売できず、過剰な商品在庫が発生し、適切な在庫管理体制を整備できなかった場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

競合会社の参入について

当社グループの顧客企業が属するダイレクトマーケティング市場は、近年拡大を続けているため、当社グループのビジネスモデルと同様のビジネスモデルを掲げる新たな当社グループの競合企業が誕生し、今後も増加する可能性があります。

当社グループは、事業特長である『トータルソリューションサービス』を展開し、かつ独自の新規顧客獲得戦略を採用することにより、他社との差別化を図り、継続的な事業成長に努めておりますが、そのような競合企業の参入により、当社グループの優位性が失われ、計画通りの仕入が実施できない可能性、あるいはそのような競合企業と当社グループの主要顧客企業との間で取引が開始され、当社グループと当該顧客企業との取引が縮小される可能性は否

定できず、かかる事態となった場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

新規事業について

当社グループは、今後も持続的な成長を実現するために、ダイレクトマーケティングに関する新たな事業に、積極的に取り組んでいく方針であります。また、そのために他社との提携やM&A等も含めて検討を行ってまいります。

しかしながら、新規事業を遂行していく過程において、事業環境の急激な変化や、事後的に表面化する提携やM&Aの相手先企業との不調和等の予測困難なリスクが発生する可能性は否定できず、かかる場合において当初の事業計画を達成できない場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 法的規制に関するリスク

当社グループが取り扱うメディア枠は、各種メディアにおける規制・基準・方針等の影響を受けます。例えば、テレビ番組放送枠やテレビCMについては、「放送法」等の関係法令の法的規制、総務省等の監督官庁又は社団法人日本民間放送連盟等の業界団体が定める規制・基準・方針等の影響を受けます。さらに、メディアにおける表現方法等については、各種メディアにおける放送・掲載方法や規制・基準・方針等の影響を受けます。また、当社グループの外注等の商行為は、「下請代金支払遅延等防止法」等の法的規制の影響を受けます。これらの法規制等の導入・強化・改正等に対して当社グループが適切に対応できない場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループの顧客企業の商行為は、「不当品類及び不当表示防止法（いわゆる景品表示法）」、「薬事法」、「健康増進法」等、主にダイレクトマーケティング事業に関わる法的規制、また、各種メディアにおける放送・掲載方法や規制・基準・方針等の影響を受けます。これらの法規制等の導入・強化・改正等に対して当社グループの顧客企業が適切に対応し得ず、かつ当社グループが当該顧客企業に対し適切な対応を怠った場合には、顧客企業の業績が悪化する可能性があり、かかる事態となった場合には、間接的に当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 会社組織に関するリスク

人材の確保と定着について

当社グループは、平成25年2月28日現在、役員11名、従業員135名で事業を展開しており、また、内部管理体制も規模に応じた形で運用しております。

当社グループは、業務の拡大に伴って、恒常的な人材募集広告や人材紹介サービスの活用により、必要な人材の確保に努めております。また、より優秀な人材を確保し、かつ必要な人材の流出を最小限に抑えるため、従業員の能力向上のための人材教育プログラムの導入による人材育成の強化に努めるとともに、ストックオプション制度等のインセンティブ制度を導入しております。また、人員の増強に併せ、より一層の内部管理体制の充実を図る方針であります。

しかしながら、必要とする人材を当社グループの計画通りに確保できなかった場合、適時適切に人員規模に応じた内部管理体制を運用できなかった場合、また、必要な人材の流出が発生した場合、事業拡大に制約を受ける可能性は否定できず、かかる事態となった場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) その他

個人情報等の漏洩の可能性について

当社グループでは、顧客企業の個人情報を取り扱うことがあり、当該個人情報の管理として、ダイレクトマーケティング支援事業については、当該個人情報を取り扱う当社グループの外注先であるコールセンター等に対する監視・指導の徹底、ダイレクトメール発送代行事業については、顧客のデータベースに基づいてデータ処理を実施した後、封入封緘作業等を依頼する外注先に対する監視、指導を徹底することにより、個人情報等の漏洩リスクを最小限に抑え、平成17年4月1日に全面施行された「個人情報の保護に関する法律」の遵守に努めております。

その結果、当社においては、平成20年2月20日付にて一般財団法人日本情報経済社会推進協会よりプライバシーマークの付与認定を受けており、平成24年2月20日付にて更新しております。また同様に、メールカスタマーセンター株式会社においては平成17年4月27日付にて付与認定を受け、平成23年4月27日付にて更新しております。

知的財産権について

当社グループは提出日現在において、提供する商品・サービス及び制作する表現物等に対して、第三者より知的財産権に関する侵害訴訟等を提起する等の通知は受けておりません。

しかしながら、当社グループが提供する商品・サービス及び制作する表現物等に対して、特許侵害その他により第三者から知的財産権に関する侵害訴訟等を提訴される可能性を完全に排除することは困難であり、かかる訴訟等を受ける可能性があります。また一方、当社グループが所有する知的財産権について、第三者によって侵害され、訴訟等となる可能性もあります。かかる事態となった場合、その経過又は結果によっては、当社グループの業績及び社会的信用に影響を及ぼす可能性があります。

訴訟等について

当社グループは提出日現在において、業績に重大な影響を与える訴訟・紛争には関与していません。
しかしながら、様々な事由により、今後直接又は間接的に何らかの訴訟・紛争に関与することとなる可能性は否定できず、かかる事態となった場合、その経過又は結果によっては、当社グループの業績及び社会的信用に影響を及ぼす可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

(1) 当社は、テレビ番組放送枠、テレビCMを始めとするメディア枠等の仕入を行うにあたり、以下の業務取引契約書を締結しております。

相手方の名称	契約品目	契約内容	契約期間
株式会社大広	メディア枠等の仕入	業務取引契約	平成21年4月1日より平成22年3月31日まで。ただし、契約期間満了の2ヶ月前までに、当社又は株式会社大広いずれからも別段の意思表示がなされない場合には、自動的に同一条件にて12ヶ月間更新されるものとし、以後も同様とする(注)。

(注) 当社又は株式会社大広は、著しく相手方の名誉を毀損した場合、営業活動・資産状況・支払状況が著しく悪化し、またその恐れがあると認められる相当な理由がある場合は、相手方に対して催告なしでただちに本契約を解約することができることとなっております。さらに、特殊な事由により本契約条件の解除・変更を求める場合には、その都度両社協議の上、紳士的に解決を図るものとなっております。

(2) 株式譲渡契約の締結

当社は、平成24年11月13日開催の取締役会において、メールカスタマーセンター株式会社の議決権50.2%の株式を取得し、子会社化することについて決議し、平成24年11月15日付で株式譲渡契約を締結いたしました。

詳細は、「第5 経理の状況 1. 連結財務諸表等 注記事項(企業結合等関係)」に記載しております。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。
また、当連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、前年同期との比較分析は行っていません。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成に当たりましては、当連結会計年度末日における資産・負債の数値及び当連結会計年度における収益・費用の数値に影響を与える見積りや判断を行う必要があります。これら見積りや判断には、不確実性が存在するため、見積もった数値と実際の結果の間には乖離が生じる可能性があります。

(2) 財政状態の分析

資産、負債及び純資産の状況

資産

当連結会計年度末における総資産は12,325,246千円となりました。この内訳は流動資産合計11,219,539千円、固定資産合計1,105,707千円となっております。

負債

当連結会計年度末における負債合計は3,937,730千円となりました。この内訳は流動負債合計3,566,302千円、固定負債合計371,428千円となっております。

純資産

当連結会計年度末における純資産合計は8,387,515千円となりました。この主な内訳は資本金638,499千円、資本剰余金628,499千円、利益剰余金7,237,314千円となっております。

(3) 経営成績の分析

売上高

当社グループが確保するテレビCM枠やテレビ番組枠の見直しや、新たな業種・領域の顧客企業の発掘等に取り組んでまいりましたが、顧客企業の商品サイクルやテレビ通販市場の環境の変化等により顧客企業の収益性が低迷し、出稿量が減少したこと等により、当連結会計年度の売上高は33,826,160千円となりました。

売上総利益

顧客企業の収益性が低迷したことに加え、特定クライアントにおいて商品の売上効率が悪化し赤字取引が発生したこと等により、当連結会計年度の売上総利益は2,680,794千円となりました。

販売費及び一般管理費

当連結会計年度の販売費及び一般管理費は2,184,073千円となりました。主な内容は、給料及び手当650,005千円、賞与引当金繰入額1,815千円、退職給付費用13,572千円、貸倒引当金繰入額425,886千円であります。

営業利益

上記の結果、当連結会計年度の営業利益は496,720千円となりました。

営業外収益、営業外費用

当連結会計年度の営業外収益は10,960千円、営業外費用は4,145千円となりました。営業外収益の主な内容は、受取利息8,684千円等であります。

経常利益

上記の結果、当連結会計年度の経常利益は503,535千円となりました。

特別利益、特別損失

当連結会計年度の特別損失は683千円となりました。特別損失の内容は、固定資産除却損であります。

当期純利益

税金等調整前当期純利益502,852千円から法人税等の合計252,690千円及び少数株主損益を差引後、当連結会計年度の当期純利益は248,202千円となりました。

(4) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

「 1 . 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載したとおりであります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資の総額は17,964千円であります。

これは主に、コールセンター用交換機・サーバー・パソコン・事務機器等の購入3,664千円、ソフトウェア・会計業務システム等の購入13,979千円、建物の内装費321千円によるものであります。

なお、当事業年度において重要な設備の除却・売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、以下のとおりであります。

(1) 提出会社

平成25年2月28日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)
			建物 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	ソフトウェア (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都港区)	ダイレクト マーケティング 支援事業	事務所設備及 びOA機器等	45,088	41,693	70,594	157,377	116

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 現在休止中の主要な設備はありません。

3. リース契約による賃借設備はありません。

(2) 国内子会社

平成25年2月28日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)
				建物 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	ソフトウ エア (千円)	その他 (千円)	合計 (千円)	
メールカスタ マーセンター 株式会社	本社 (東京都渋谷 区)	ダイレクト メール発送代 行事業	事務所設備及 びOA機器等	13,474	266	3,412	10,725	27,878	21

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 現在休止中の主要な設備はありません。

3. リース契約による賃借設備はありません。

4. 帳簿価額の「その他」は車両運搬具及び土地であります。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	24,000,000
計	24,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成25年2月28日)	提出日現在発行数(株) (平成25年5月30日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	7,574,700	7,590,300	東京証券取引所 (マザーズ)	単元株式数 100株
計	7,574,700	7,590,300	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成25年5月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

平成18年9月25日臨時株主総会決議

区分	事業年度末現在 (平成25年2月28日)	提出日の前月末現在 (平成25年4月30日)
新株予約権の数(個)	142(注)1	100(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	42,600(注)1,2,5	30,000(注)1,2,5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	174(注)3,5	同左
新株予約権の行使期間	平成21年8月8日から、平成28年9月25日までとする。	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 174 資本組入額 87 (注)5	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)6	同左

(注) 1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、臨時株主総会決議における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数を減じております。

2. 当社が、当社普通株式について株式の分割又は株式の併合を行う場合、新株予約権の目的となる株式数は分割又は併合の比率に応じ、次の算式により調整するものとする。また、本新株予約権の割当日後に、当社が株式無償割当を行う場合、その他新株予約権の目的となる株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で株式数を調整することができるものとする。かかる調整は、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われる。なお、調整後生じる1株未満の端数は切り捨てるものとするが、その次の調整における調整前株式数においてはこれを考慮するものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 新株予約権発行後、株式の分割又は併合が行われる場合、上記払込金額は分割又は併合の比率に応じ次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の行使により新株式を発行する場合は除く）が行われる場合、上記払込金額は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4. 新株予約権の行使の条件

本新株予約権者は、以下の区分に従って、割当を受けた本新株予約権の全部又は一部を行使することができる。ただし、かかる行使により発行される株式数は1株の整数倍でなければならない。

- イ 本行使期間開始日からその1年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その25%に相当する株式数についてのみ権利を行使することができる。
- ロ 本行使期間開始日の1年後の応当日から2年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その50%に相当する株式数（ただし、既に行使した新株予約権の目的となる株式数を控除する。）についてのみ権利を行使することができる。
- ハ 本行使期間開始日の2年後の応当日から3年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その75%に相当する株式数（ただし、既に行使した新株予約権の目的となる株式数を控除する。）についてのみ権利を行使することができる。
- ニ 本行使期間開始日の3年後の応当日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数の全部（ただし、既に行使した新株予約権の目的となる株式数を控除する。）について権利を行使することができる。新株予約権の権利行使時において、当社又は子会社の取締役又は使用人たる地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が定年もしくは当社の都合により退職した場合（以下「退職等」という。）で、取締役会が特に認めて新株予約権者に書面で通知したときは、引続き本新株予約権を退職等の後2年間行使することができる。かかる退職等の後行使することができる本新株予約権の目的となる株式数は、退職等の時点で の定めに従って新株予約権者が権利を行使できる株式数とする。
- 新株予約権の割当日後、権利行使期間満了時までには新株予約権者において以下の事由が生じた場合には、新株予約権者は新株予約権を自動的に喪失する。ただし、当該事由発生以前の新株予約権の行使について遡及して影響を及ぼすことはないものとする。
- イ 当社又は子会社の取締役又は使用人たる地位を失った場合（ただし、 に該当する場合を除く）
- ロ 死亡した場合
- ハ 不正行為もしくは職務上の義務違反又は懈怠があった場合
- ニ 禁固以上の刑に処せられた場合
- ホ 新株予約権割当契約書の規定に違反した場合
- ヘ 当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合

本新株予約権の相続人による本新株予約権の行使は認められない。ただし、本新株予約権者が、本新株予約権の行使期間内に死亡した場合は、本新株予約権者の死亡後4年以内の間に限り、その相続人は、の定めにより権利行使可能となっている本新株予約権を行使できるものとする。なお、本新株予約権の相続人のうち、本新株予約権を承継する者（以下「権利承継者」という。）が死亡した場合は、当該権利承継者の相続人は新株予約権を行使できないものとする。

その他の権利行使の条件については、新株予約権発行の取締役会決議及び株主総会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。

5. 平成20年1月18日開催の取締役会決議により、平成20年2月15日をもって普通株式1株を100株とする株式分割を行っております。また、平成21年6月30日開催の取締役会決議により、平成21年9月1日をもって普通株式1株を3株とする株式分割を行っております。これに伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額の調整を行っております。
6. 当社が消滅会社となる吸収合併契約もしくは新設合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が、当社株主総会又は当社取締役会で承認された場合において、当社取締役会で取得する日を定めるときは、当該日が到来することをもち、本新株予約権の全部を無償で取得することができるものとする。

平成19年2月23日臨時株主総会決議

区分	事業年度末現在 (平成25年2月28日)	提出日の前月末現在 (平成25年4月30日)
新株予約権の数(個)	40(注)1	30(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	12,000(注)1,2,5	9,000(注)1,2,5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	557(注)3,5	同左
新株予約権の行使期間	平成21年8月8日から、平成29年2月23日までとする。	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 557 資本組入額 278.5 (注)5	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)6	同左

(注)1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、臨時株主総会決議における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数を減じております。

2. 当社が、当社普通株式について株式の分割又は株式の併合を行う場合、新株予約権の目的となる株式数は分割又は併合の比率に応じ、次の算式により調整するものとする。また、本新株予約権の割当日後に、当社が株式無償割当を行う場合、その他新株予約権の目的となる株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で株式数を調整することができるものとする。かかる調整は、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われる。なお、調整後生じる1株未満の端数は切り捨てるものとするが、その次の調整における調整前株式数においてはこれを考慮するものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 新株予約権発行後、株式の分割又は併合が行われる場合、上記払込金額は分割又は併合の比率に応じ次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の行使により新株式を発行する場合は除く）が行われる場合、上記払込金額は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4. 新株予約権の行使の条件

本新株予約権者は、以下の区分に従って、割当を受けた本新株予約権の全部又は一部を行使することができる。ただし、かかる行使により発行される株式数は1株の整数倍でなければならない。

- イ 本行使期間開始日からその1年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その25%に相当する株式数についてのみ権利を行使することができる。
 - ロ 本行使期間開始日の1年後の応当日から2年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その50%に相当する株式数（ただし、既に行使した新株予約権の目的となる株式数を控除する。）についてのみ権利を行使することができる。
 - ハ 本行使期間開始日の2年後の応当日から3年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その75%に相当する株式数（ただし、既に行使した新株予約権の目的となる株式数を控除する。）についてのみ権利を行使することができる。
 - ニ 本行使期間開始日の3年後の応当日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数の全部（ただし、既に行使した新株予約権の目的となる株式数を控除する。）について権利を行使することができる。新株予約権の権利行使時において、当社又は子会社の取締役又は使用人たる地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が定年もしくは当社の都合により退職した場合（以下「退職等」という。）で、取締役会が特に認めて新株予約権者に書面で通知したときは、引続き本新株予約権を退職等の後2年間行使することができる。かかる退職等の後行使することができる本新株予約権の目的となる株式数は、退職等の時点で の定めに従って新株予約権者が権利を行使できる株式数とする。
- 新株予約権の割当日後、権利行使期間満了時までには新株予約権者において以下の事由が生じた場合には、新株予約権者は新株予約権を自動的に喪失する。ただし、当該事由発生以前の新株予約権の行使について遡及して影響を及ぼすことはないものとする。
- イ 当社又は子会社の取締役又は使用人たる地位を失った場合（ただし、 に該当する場合を除く）
 - ロ 死亡した場合
 - ハ 不正行為もしくは職務上の義務違反又は懈怠があった場合
 - ニ 禁固以上の刑に処せられた場合
 - ホ 新株予約権割当契約書の規定に違反した場合
 - ヘ 当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合

本新株予約権の相続人による本新株予約権の行使は認められない。ただし、本新株予約権者が、本新株予約権の行使期間内に死亡した場合は、本新株予約権者の死亡後4年以内の間に限り、その相続人は、 の定めにより権利行使可能となっている本新株予約権を行使できるものとする。なお、本新株予約権の相続人のうち、本新株予約権を承継する者（以下「権利承継者」という。）が死亡した場合は、当該権利承継者の相続人は新株予約権を行使できないものとする。

その他の権利行使の条件については、新株予約権発行の取締役会決議及び株主総会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。

5. 平成20年1月18日開催の取締役会決議により、平成20年2月15日をもって普通株式1株を100株とする株式分割を行っております。また、平成21年6月30日開催の取締役会決議により、平成21年9月1日をもって普通株式1株を3株とする株式分割を行っております。これに伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額の調整を行っております。

6. 当社が消滅会社となる吸収合併契約もしくは新設合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が、当社株主総会又は当社取締役会で承認された場合において、当社取締役会で取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができるものとする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成20年8月6日 (注)1	300,000	2,489,300	552,000	627,318	552,000	617,318
平成21年6月1日～ 平成21年8月31日 (注)2	6,500	2,495,800	2,380	629,698	2,380	619,698
平成21年9月1日 (注)3	4,991,600	7,487,400	-	629,698	-	619,698
平成21年9月1日～ 平成22年2月28日 (注)2	10,200	7,497,600	944	630,642	944	620,642
平成22年3月1日～ 平成23年2月28日 (注)2	27,900	7,525,500	3,059	633,702	3,059	623,702
平成23年3月1日～ 平成24年2月29日 (注)2	18,300	7,543,800	1,936	635,638	1,936	625,638
平成24年3月1日～ 平成25年2月28日 (注)2	30,900	7,574,700	2,860	638,499	2,860	628,499

(注)1. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格	4,000円
引受価額	3,680円
資本組入額	1,840円
払込金総額	1,104,000千円

2. 新株予約権の権利行使による増加であります。
3. 株式分割 平成21年6月30日開催の取締役会決議により、平成21年9月1日付をもって、普通株式1株を3株に分割いたしました。
4. 当事業年度末後、有価証券報告書の提出日前月末までに新株予約権の行使により、発行済株式総数が15,600株、資本金及び資本準備金がそれぞれ1,931千円増加しております。

(6) 【所有者別状況】

平成25年2月28日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	2	12	20	22	4	1,006	1,066	-
所有株式数 (単元)	-	152	374	366	21,211	83	53,554	75,740	700
所有株式数の 割合(%)	-	0.2	0.5	0.5	28.0	0.1	70.7	100.0	-

(注) 自己株式150,204株は、「個人その他」に1,502単元、及び「単元未満株式の状況」に4株を含めて記載しております。

(7)【大株主の状況】

平成25年2月28日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
丸田 昭雄	東京都大田区	1,643,100	21.69
中村 恭平	東京都港区	1,493,100	19.71
妹尾 勲	東京都港区	1,068,100	14.10
プロスペクト ジャパン ファ ンド リミテッド 常任代理人 香港上海銀行東京 支店	TRAFALGER COURT, LES BANQUES, ST. PETER PORT, GUERNSEY CHANN EL ISLANDS, U.K (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	754,900	9.96
メロン バンク トリーティ クライアント オムニバス 常任代理人 株式会社みずほ コーポレート銀行決済営業部	ONE BOSTON PLACE BOSTON, MA 02 108 (東京都中央区月島四丁目16番13号)	637,900	8.42
シージーエムエル - アイビー ー カスタマー コラテラル アカウント 常任代理人 シティバンク銀行 株式会社	CITIGROUP CENTRE, CANADA SQUARE, CANARY WHARF, LONDON E14 5LB (東京都品川区東品川二丁目3番14号)	425,500	5.61
小杉 誠	群馬県高崎市	371,000	4.89
バンク プリベ エドモンド デ ロスチャイルド ヨーロッ パ クライアント 常任代理人 香港上海銀行東京 支店	20, BOULEVARD EMMANUEL SERVAIS L 2535 LUXEMBOURG (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	72,200	0.95
クレジット スイス アー ゲー チューリッヒ 常任代理人 株式会社三菱東京 UFJ銀行	UETLIBERGSTRASSE 231 P.O BOX 600 CH-8070 ZURICH SWITZERLAND (東京都千代田区丸の内2丁目7番1号)	70,200	0.92
ビーエヌワイエム エスエー ヌブイ ビーエヌワイエム ク ライアント アカウント エム ピーシーエス ジャパン 常任代理人 株式会社三菱東京 UFJ銀行	RUE MONTROYER 46 1000 BRUSSELS BELGIUM (東京都千代田区丸の内2丁目7番1号)	57,900	0.76
計	-	6,593,900	87.05

(注) 上記のほか、自己株式が150,204株あります。

(8) 【議決権の状況】
【発行済株式】

平成25年2月28日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 150,200	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 7,423,800	74,238	-
単元未満株式	普通株式 700	-	一単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	7,574,700	-	-
総株主の議決権	-	74,238	-

【自己株式等】

平成25年2月28日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社 トライステージ	東京都港区 芝公園2-4-1	150,200	-	150,200	1.98
計	-	150,200	-	150,200	1.98

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき新株予約権を付与する方法によるものであります。

平成18年9月25日臨時株主総会決議

決議年月日	平成18年9月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 1、従業員 23(注)1,2
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	取締役 16,200、従業員 163,500(注)2,3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上
新株予約権の取得条項に関する事項	同上

- (注) 1. 付与対象者のうち、取締役1名は平成19年11月1日付で取締役を辞任し、現在は当社従業員であります。
2. 提出日現在従業員10名の退職により、47,100株は失権しております。
3. 平成20年1月18日開催の取締役会決議により、平成20年2月15日をもって普通株式1株を100株とする株式分割を行っております。また、平成21年6月30日開催の取締役会決議により、平成21年9月1日をもって普通株式1株を3株とする株式分割を行っております。これに伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額の調整を行っております。

平成19年2月23日臨時株主総会決議

決議年月日	平成19年2月23日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 1、従業員 7(注)1,2
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	取締役 1,500、従業員 22,200(注)2,3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上
新株予約権の取得条項に関する事項	同上

- (注) 1. 付与対象者のうち、取締役1名は平成19年11月1日付で取締役を辞任し、現在は当社従業員であります。
2. 提出日現在従業員3名の退職により、1,800株は失権しております。
3. 平成20年1月18日開催の取締役会決議により、平成20年2月15日をもって普通株式1株を100株とする株式分割を行っております。また、平成21年6月30日開催の取締役会決議により、平成21年9月1日をもって普通株式1株を3株とする株式分割を行っております。これに伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額の調整を行っております。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	57	53,238
当期間における取得自己株式		

(注) 当期間における取得自己株式には、平成25年5月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による株式数は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他 (-)				
保有自己株式数	150,204		150,204	

(注) 当期間における保有自己株式数には、平成25年5月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による株式数は含まれておりません。

3【配当政策】

当社グループは、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題のひとつとして認識しており、財務基盤の強化及び今後の持続的成長のための内部留保の充実を図りつつ、経営成績及び財務状態を勘案し、適切な利益還元策を検討し実施する必要があると考えております。

当期につきましては、業績の悪化に伴い1株当たり当期純利益が大幅に減少いたしました。前期と同額の配当を実施しても財務体質に支障がないことを鑑み、株主の皆様への安定的かつ継続的な還元を重視し、20円の配当を実施することを決定いたしました。

また、内部留保資金については、引続き、財務体質及び経営基盤の強化、資本提携を含めた重点分野への投資等に使用する方針であります。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。なお、当社は、取締役会の決議により、毎年8月31日を基準日とした会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
平成25年5月29日 定時株主総会決議	148,489	20

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期
決算年月	平成21年2月	平成22年2月	平成23年2月	平成24年2月	平成25年2月
最高(円)	4,230	9,500 3,560	2,703	1,371	1,278
最低(円)	1,450	3,040 2,210	965	770	715

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

なお、平成20年8月7日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。

2. 印は、株式分割(平成21年9月1日、1株 3株)による権利落後の最高・最低株価を示しております。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成24年9月	10月	11月	12月	平成25年1月	2月
最高(円)	1,020	1,115	1,135	1,278	1,153	1,050
最低(円)	800	935	961	957	996	963

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役	CEO	妹尾 勲	昭和35年9月25日生	昭和58年4月 株式会社大広入社 平成14年3月 株式会社ディー・クリエイト入社、DRS事業部設立、ゼネラルマネージャー就任 平成18年3月 当社設立、取締役就任 平成18年11月 当社代表取締役就任 平成18年12月 当社代表取締役CEO就任(現任) 成24年11月 メールカスタマーセンター株式会社 取締役会長就任(現任)	(注)3	1,068,100
代表取締役	COO	丸田 昭雄	昭和44年1月22日生	平成3年4月 株式会社大広入社 平成14年3月 株式会社ディー・クリエイト入社、DRS事業部設立、プロデューサー就任 平成18年3月 当社設立、代表取締役就任 平成18年12月 当社代表取締役COO就任(現任)	(注)3	1,643,100
取締役	第2営業部長 WEBビジネス推進室長 国際ビジネス推進室長	鈴木 雄太郎	昭和50年9月3日生	平成10年4月 株式会社大広入社 平成14年3月 株式会社ディー・クリエイト入社 平成18年4月 当社入社 平成20年5月 当社第3営業部部长 平成23年3月 当社第1営業部部长 平成24年5月 当社取締役就任(現任) 平成24年11月 メールカスタマーセンター株式会社 取締役就任(現任)	(注)3	10,500
取締役	経営管理部長	野口 卓	昭和48年12月31日生	平成10年4月 株式会社ノヴァ入社 平成12年10月 株式会社デジキューブ入社 平成13年6月 株式会社ビーエムビー・ドットコム(現 株式会社サミーネットワークス)入社 平成18年5月 株式会社ラムズ入社 平成19年1月 当社入社 管理部部長 平成19年8月 当社経営管理部部長 平成20年8月 公認会計士登録 平成24年5月 当社取締役就任(現任) 平成24年11月 メールカスタマーセンター株式会社 取締役就任(現任)	(注)3	9,900

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	-	鈴木 良治	昭和19年5月5日生	昭和42年4月 株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入行 平成元年4月 株式会社明光証券（現SMBCフレンド証券株式会社）入社 平成10年6月 同社取締役経理部長就任 平成15年4月 同社常務取締役財務部担当就任 平成17年6月 同社常勤監査役就任 平成18年8月 当社顧問就任 平成18年9月 当社監査役就任 平成24年5月 当社取締役就任（現任）	(注)3	6,000
監査役 (常勤)	-	安島 和夫	昭和23年12月13日生	昭和47年4月 株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入行 平成12年7月 JRI Europe, Ltd. （日本総研ヨーロッパ） 代表取締役社長就任 平成15年10月 株式会社ジェイス （現株式会社日本総研情報サービス） 常務取締役就任 平成20年6月 日本レコード・キーピング・ ネットワーク株式会社 代表取締役社長就任 平成22年6月 株式会社日本総研情報サービス 常務取締役就任 平成24年5月 当社監査役就任 （現任） 平成24年11月 メールカスタマーセンター株式 会社 監査役就任（現任）	(注)4	-
監査役	-	百合本 安彦	昭和31年8月4日生	昭和55年4月 株式会社富士銀行（現株式会社みずほ銀行）入行 昭和62年9月 シティバンク・エヌ・エイ入行 平成6年9月 株式会社アイ・ピー・ビー設立、 代表取締役就任 平成10年1月 グローバル・ブレイン株式会社 設立、代表取締役就任（現任） 平成18年3月 当社監査役就任（現任）	(注)4	-
監査役	-	藤井 幹晴	昭和36年11月27日生	平成8年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会） 平成15年5月 藤井総合法律事務所開設 平成20年5月 当社監査役就任（現任） 平成20年10月 八重洲法律事務所パートナー（現 任）	(注)4	-
計						2,737,600

- (注) 1. 取締役鈴木良治は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役安島和夫、監査役百合本安彦及び監査役藤井幹晴は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 平成25年5月29日より1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
4. 平成24年5月28日より4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

(コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方)

当社は、経営の健全性及び透明性の確保と継続的な企業価値の増大を経営の課題とし、その実現のために、コーポレート・ガバナンスの強化及び充実が重要課題であると認識しております。取締役会、監査役監査、内部監査等の強化を通じて、経営の健全性と透明性を確保してまいります。

企業統治の体制

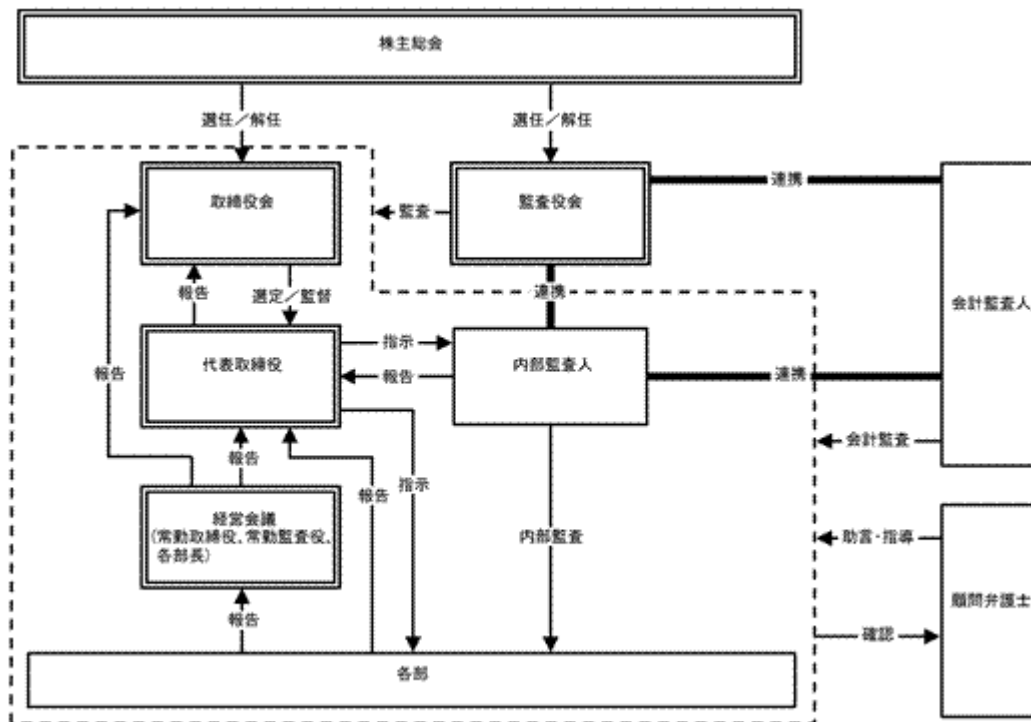
イ．企業統治の体制の概要

当社の取締役会は、取締役5名（うち常勤取締役4名）により構成されております。当社は、毎月の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催することで、取締役相互間の業務執行を監視しております。また、監査役3名（うち常勤監査役1名）も出席し、取締役の職務執行を監査しております。

取締役会の他、当社では、経営会議を常勤取締役、常勤監査役及び各部門長の出席のもと、定例で毎月1回開催しているほか、必要に応じて臨時で開催しております。各部からの報告に基づいて情報を共有し、業務の進捗状況の確認を行い、機動的な業務運営及び業務執行を行っております。

また、当社は、監査役会制度を採用しており、監査役会は社外監査役3名で構成され、うち1名は常勤監査役であります。監査役は、監査役会規程及び監査役監査計画等に基づき、取締役会及び経営会議に出席し、必要に応じ意見を述べるほか、業務及び財産の状況の確認を通じ、取締役の職務執行を監査しております。

当社の業務執行の体制、経営監視及び内部統制の仕組みは下記模式図に示すとおりであります。



ロ. その他の企業統治に関する事項

・ 内部統制システムの整備の状況

当社は、有効な内部統制システムが、健全で継続的な成長に不可欠なものであるとの考えに基づき、有効な内部統制システムを整備・運用してまいります。

また、内部統制における基本的な枠組みとして下記の4つの目標を掲げてまいります。

- 1 業務の有効性及び効率性の確保
- 2 財務報告の信頼性の確保
- 3 事業活動に係わる法令等の遵守の促進
- 4 資産の保全

この4つの目標を業務に組み込み、下記のとおり体制の整備を行ってまいります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 取締役会は、取締役及び従業員が共有すべき倫理観、価値観、不正や反社会的行為の禁止等を成文化した「トライステージ行動指針」を制定し、取締役自らがこれを遵守するとともに、代表取締役CEOがその精神を従業員に反復伝達します。
2. 取締役会は、取締役会規程の定めに従い、法令及び定款に定められた事項ならびに経営の基本方針等重要な業務に関する事項の決議を行うとともに、取締役から業務執行の状況の報告を受け、取締役の業務執行を監督するものとします。
3. 取締役・使用人による職務の執行が法令・定款及び社内規程に違反することなく適切に行われているかをチェックするため、監査役による監査及び代表取締役より指名された内部監査人による内部監査を実施しております。
4. コンプライアンス規程により社内の不正行為や反社会的勢力との関連性等の内部情報を直接代表取締役に通報する仕組みを設けております。また同時に、通報者に不利益が及ばないことを確保するための処置を行っております。
5. 反社会的勢力との関係を遮断するための対応として、経営管理部を反社会的勢力対応部門とし、かつ「反社会的勢力による不当要求への対応マニュアル」を制定し全従業員にその内容を伝達しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係わる文書・情報については、法令・定款及び文書管理規程に基づき保存及び管理を行っており、取締役及び監査役の要求があるときは、これを随時閲覧に供することとしております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

企業活動に伴う様々なリスクに適切に対応すべく、経営管理部により、社内横断的なリスクの予防・管理の検討を実施しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、毎月1回取締役会を開催するほか、臨時取締役会を必要に応じて随時開催しており、取締役会規程に定めた重要事項の決定と取締役の職務執行状況の監督を行っております。

また経営会議及び取締役会において、事業活動の計画の達成状況を把握すべく月次決算との対比において進捗状況を管理し、業務が効率的かつ効果的に行われているかについて分析及び議論し、それを評価することによって事業活動の目標の達成を図っております。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

現在は、監査役の職務を補助する使用人は置いておりませんが、監査役の必要に応じて職務を補助するための使用人を置くこととし、その人事については、代表取締役CEOと監査役が意見交換を行い決定することとします。当該使用人は兼務も可能とするが、当該使用人が当該職務を遂行する場合には、取締役からの指揮命令は受けないものとします。

(6) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は取締役会をはじめとする重要な意思決定会議に参加し、取締役及び使用人から、重要事項の報告を受けております。また取締役及び使用人は当社の業務ならびに業績に重大な影響をおよぼす虞のある事実を確認した場合には、速やかに監査役に報告しております。

(7) その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は会社の重要事項についての報告を受けるとともに、定期的にと取締役及び使用人とのミーティングを持つことにより、業務の状況のヒアリングを行っております。また、内部監査担当者及び契約監査法人とも情報交換を行い、相互に連携し監査を有効に行っております。

・リスク管理体制の整備の状況

当社におけるリスク管理体制は以下のとおりであります。

1. 「リスク管理規程」を制定し、リスク対応に万全を期するため以下の体制を整備しております。
 -) リスクに対し事前対応するために、経営管理部は、社内横断的にリスクの予防・管理を実施し、企業活動に伴う様々なリスクに適切に対応します。
 -) 事故等が発生したときは、直ちに経営を統括する代表取締役が対策本部を設置し、情報収集、対応策の検討・実施等必要な活動を行います。
 -) 発生した事故等のうち官庁へ届出が必要なものについては、迅速かつ正確に所管官庁へ届出又は通知する体制を設けております。
2. 内部監査は、内部監査計画に基づき、リスク管理を重視した内部監査を行い、現場における意識の徹底をはかることで、リスク管理体制を強化しております。
3. 社内における法令違反及び諸規程違反に関して、従業員から直接、代表取締役に情報を提供する体制を整えております。

八．責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役及び社外監査役は3,600千円以上であらかじめ定められた額と法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役又は社外監査役がその職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときに限られております。

内部監査及び監査役監査の状況

当社の内部監査は、代表取締役が内部監査責任者として指名した経営管理部部長が営業統括室、WEBビジネス推進室、CRMビジネス推進室、国際ビジネス推進室、第1営業部、第2営業部、メディア部、メディア推進部、ソリューション推進部及び人事室の監査を実施し、代表取締役が内部監査責任者として指名した営業統括室室長が経営管理部の監査を実施しており、相互に牽制する体制を採っております。内部監査は、全般的な内部統制に関する企画部門である経営管理部、監査役及び会計監査人との連携のもとに定期的に内部統制の状況等について意見交換を行いながら実施し、各部門の監査結果ならびに改善点につきましては、内部監査人より代表取締役に対して報告書を提出し、当該報告に基づき代表取締役が該当部門に改善指示書を発します。

また、当社の監査役監査は、監査役会で策定された監査役監査計画等に基づいて、取締役会及び経営会議に出席し、取締役の職務執行を監査しております。常勤監査役である安島和夫は、金融機関等で培われた企業経営に関する豊富な経験・実績と高い見識を有しております。また、監査役は、経営管理部、内部監査人及び会計監査人と緊密な連携を保ち、情報交換を行い、相互の連携を深め、監査の実効性と効率性の向上を目指しております。

会計監査の状況

当社は、新日本有限責任監査法人与監査契約を締結し、会計監査を受けております。同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には特別の利害関係はありません。

当事業年度において業務を執行した公認会計士の氏名及び所属する監査法人名は下記のとおりであります。

公認会計士の氏名等		所属する監査法人名
指定有限責任社員・業務執行社員	神山 宗武	新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員・業務執行社員	吉田 英志	

(注) 継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

同監査法人はすでに自主的に業務執行社員について、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置をとっております。

監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 14名
その他 2名

社外取締役及び社外監査役

当社の社外取締役は1名、社外監査役は3名であります。

社外取締役鈴木良治は、当社の株主（株式の所有割合0.07%）であります。鈴木氏個人とは、社外取締役及び株主という地位以外に、取引関係及び利害関係はありません。

社外監査役安島和夫とは、社外監査役という地位以外に、取引関係及び利害関係はありません。

社外監査役百合本安彦は、当社の大株主であるグローバル・ブレイン株式会社（株式の所有割合0.42%）の代表取締役を兼務しておりますが、百合本氏個人並びに同社とは、社外監査役又は株主という地位以外に、取引関係及び利害関係はありません。

社外監査役藤井幹晴とは、社外監査役という地位以外に、取引関係及び利害関係はありません。

社外取締役は、幅広い経験と豊富な見識等に基づく客観的な視点での経営監視の役割を担っております。社外監査役は、幅広い経験と豊富な見識等に基づき、適切な監査機能を担っております。当社の社外取締役及び社外監査役は、このような役割を担うための経験及び知見を有した者を選任しております。

当社は、社外取締役及び社外監査役の候補者選定にあたり、社外役員としての独立性に関する基準や方針を定めておりませんが、各社外取締役及び社外監査役は、個人として中立・公正な立場を保持し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと認識しております。

また、社外取締役である鈴木良治ならびに社外監査役である安島和夫及び藤井幹晴は、一般株主と利益相反のおそれがない高い独立性を有していると判断し、独立役員として指定しております。

なお、社外取締役及び社外監査役は、経営管理部、内部監査人及び会計監査人と緊密な連携を保ち、情報交換を行い、相互の連携を深め、経営監視及び監査の実効性と効率性の向上を目指しております。

役員報酬等

イ．役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	60,267	60,267	-	-	-	5
監査役 (社外監査役を除く。)	-	-	-	-	-	-
社外役員	19,050	19,050	-	-	-	4

(注) 社外監査役百合本安彦は無報酬のため社外役員の員数に含めておりません。

ロ．報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額

当事業年度において、報酬等の総額が1億円以上である者はおりません。

ハ．役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

役員報酬は、継続的な企業価値の向上と当社の業績向上へのインセンティブとして機能することを基本方針として設計しております。

報酬等の水準につきましては、当社役員の役割と責任に見合った水準を設定することとしております。

取締役の報酬につきましては、「基本報酬」及び「賞与」によって構成しております。「基本報酬」につきましては、役位及び職務に応じて決定しております。「賞与」につきましては、利益水準及び各種経営指標の達成度合い等を総合的に勘案の上、決定しております。なお、係る方針につきましては、報酬委員会の意見を受けて取締役会が決定しております。

監査役の報酬等につきましては、「基本報酬」のみによって構成しており、「賞与」等の業績連動型報酬の支給を行いません。常勤・非常勤の別、経験、見識及び役割等に応じて決定しております。なお、係る方針につきましては、監査役の協議により決定しております。

株式の保有状況

イ．投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

該当事項はありません。

- ロ．保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的
該当事項はありません。
- ハ．保有目的が純投資目的である投資株式の前事業年度及び当事業年度における貸借対照表計上額の合計額並び
に
当事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益の合計額
該当事項はありません。
- ニ．投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの銘柄、株式数、貸借対照表計上
額
該当事項はありません。
- ホ．投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの銘柄、株式数、貸借対照表計上
額
該当事項はありません。

取締役の定数

当社の取締役は8名以内とする旨を定款に定めております。

取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主
が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。
また、解任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決
権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の
議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めておりま
す。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的と
するものであります。

自己株式の取得に関する要件

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を図るため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役
会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

剰余金の配当

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、取締役会の決議によって会社法第454条第5項に定める剰
余金の配当（中間配当）をすることができる旨を定款に定めております。

反社会的勢力との関係の排除

当社は、「Tri-Stage行動指針」及び「内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」において、
反社会的勢力との関係を排除する旨を明示し、従業員にその内容を徹底しております。さらに、「反社会的勢力によ
る不当要求への対応マニュアル」等を制定し、反社会的勢力に対する対応を具体的に規定しております。

また、経営管理部を反社会的勢力に対する対応部門とし、社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に入会し、
反社会的勢力との関係排除に対して厳格な体制をとっております。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前事業年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	14,200	-	20,500	2,000
連結子会社	-	-	-	-
計	14,200	-	20,500	2,000

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、財務デューデリジェンス業務に関するアドバイザー業務の委託によるものであります。

【監査報酬の決定方針】

当社では、監査公認会計士等と協議した上で、当社の規模・業務の特性等に基づいた監査日数・要員数等を総合的に勘案し決定しております。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
- (3) 当連結会計年度（平成24年3月1日から平成25年2月28日まで）は、連結財務諸表の作成初年度であるため、以下に掲げる連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書については、前連結会計年度との対比は行っておりません。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（平成24年3月1日から平成25年2月28日まで）の連結財務諸表及び事業年度（平成24年3月1日から平成25年2月28日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しており、社外セミナーへの参加、各種専門書の定期購読し情報を収集することで、会計基準の変更等に的確に対応できる体制を整えております。

1【連結財務諸表等】
(1)【連結財務諸表】
【連結貸借対照表】

(単位：千円)

		当連結会計年度 (平成25年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		6,849,114
受取手形及び売掛金	2	4,153,762
有価証券		200,000
商品		145
仕掛品		301
貯蔵品		4,397
繰延税金資産		43,694
その他		57,448
貸倒引当金		89,325
流動資産合計		11,219,539
固定資産		
有形固定資産		
建物	1	130,233
減価償却累計額		71,669
建物(純額)		58,563
工具、器具及び備品		151,267
減価償却累計額		109,307
工具、器具及び備品(純額)		41,959
車両運搬具		3,073
減価償却累計額		2,748
車両運搬具(純額)		325
土地	1	10,400
有形固定資産合計		111,248
無形固定資産		
のれん		446,215
ソフトウェア		74,120
無形固定資産合計		520,335
投資その他の資産		
投資有価証券		3,000
差入保証金		208,256
破産更生債権等		437,589
繰延税金資産		242,549
その他		20,316
貸倒引当金		437,589
投資その他の資産合計		474,122
固定資産合計		1,105,707
資産合計		12,325,246

(単位：千円)

当連結会計年度 (平成25年2月28日)	
負債の部	
流動負債	
買掛金	3,041,636
短期借入金	1 204,708
1年内償還予定の社債	14,000
未払法人税等	12,003
賞与引当金	1,815
その他	292,138
流動負債合計	3,566,302
固定負債	
長期借入金	1 277,671
退職給付引当金	53,659
資産除去債務	40,097
固定負債合計	371,428
負債合計	3,937,730
純資産の部	
株主資本	
資本金	638,499
資本剰余金	628,499
利益剰余金	7,237,314
自己株式	148,133
株主資本合計	8,356,180
少数株主持分	31,335
純資産合計	8,387,515
負債純資産合計	12,325,246

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】
【連結損益計算書】

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 平成24年 3月 1日 至 平成25年 2月 28日)
売上高	33,826,160
売上原価	31,145,365
売上総利益	2,680,794
販売費及び一般管理費	₁ 2,184,073
営業利益	496,720
営業外収益	
受取利息	8,684
助成金収入	1,750
その他	525
営業外収益合計	10,960
営業外費用	
支払利息	3,619
その他	525
営業外費用合計	4,145
経常利益	503,535
特別損失	
固定資産除却損	₂ 683
特別損失合計	683
税金等調整前当期純利益	502,852
法人税、住民税及び事業税	423,710
法人税等調整額	171,020
法人税等合計	252,690
少数株主損益調整前当期純利益	250,162
少数株主利益	1,959
当期純利益	248,202

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 平成24年 3月 1日 至 平成25年 2月28日)
少数株主損益調整前当期純利益	250,162
包括利益	250,162
(内訳)	
親会社株主に係る包括利益	248,202
少数株主に係る包括利益	1,959

【連結株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

		当連結会計年度 (自 平成24年 3月 1日 至 平成25年 2月28日)
株主資本		
資本金		
当期首残高		635,638
当期変動額		
新株の発行		2,860
当期変動額合計		2,860
当期末残高		638,499
資本剰余金		
当期首残高		625,638
当期変動額		
新株の発行		2,860
当期変動額合計		2,860
当期末残高		628,499
利益剰余金		
当期首残高		7,136,984
当期変動額		
剰余金の配当		147,873
当期純利益		248,202
当期変動額合計		100,329
当期末残高		7,237,314
自己株式		
当期首残高		148,080
当期変動額		
自己株式の取得		53
当期変動額合計		53
当期末残高		148,133
株主資本合計		
当期首残高		8,250,182
当期変動額		
新株の発行		5,721
剰余金の配当		147,873
当期純利益		248,202
自己株式の取得		53
当期変動額合計		105,997
当期末残高		8,356,180

(単位：千円)

		当連結会計年度 (自 平成24年3月1日 至 平成25年2月28日)
少数株主持分		
当期首残高		-
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)		31,335
当期変動額合計		31,335
当期末残高		31,335
純資産合計		
当期首残高		8,250,182
当期変動額		
新株の発行		5,721
剰余金の配当		147,873
当期純利益		248,202
自己株式の取得		53
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)		31,335
当期変動額合計		137,333
当期末残高		8,387,515

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

		当連結会計年度 (自 平成24年 3月 1日 至 平成25年 2月28日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益		502,852
減価償却費		64,485
のれん償却額		42,065
有形固定資産除却損		683
貸倒引当金の増減額（ は減少）		426,318
賞与引当金の増減額（ は減少）		1,815
退職給付引当金の増減額（ は減少）		9,230
受取利息		8,684
支払利息		3,619
売上債権の増減額（ は増加）		36,621
たな卸資産の増減額（ は増加）		933
仕入債務の増減額（ は減少）		370,169
未払金の増減額（ は減少）		3,095
未収消費税等の増減額（ は増加）		9,579
その他		5,577
小計		708,811
利息の受取額		8,599
利息の支払額		3,703
法人税等の支払額		585,904
営業活動によるキャッシュ・フロー		127,802
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出		200,000
有形固定資産の取得による支出		41,850
無形固定資産の取得による支出		54,236
定期預金の預入による支出		11,007,900
定期預金の払戻による収入		12,193,308
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	2	64,117
その他		3,759
投資活動によるキャッシュ・フロー		828,962
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の増減額（ は減少）		109,996
長期借入れによる収入		200,000
長期借入金の返済による支出		78,794
社債の償還による支出		7,000
株式の発行による収入		5,721
自己株式の取得による支出		53
配当金の支払額		147,683
財務活動によるキャッシュ・フロー		137,805
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）		818,959
現金及び現金同等物の期首残高		1,028,955
現金及び現金同等物の期末残高	1	1,847,914

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 2社
連結子会社の名称 メールカスタマーセンター株式会社
株式会社ディーピーシー

平成24年11月21日付でメールカスタマーセンター株式会社の議決権50.2%の株式を取得したため、同社とその子会社である株式会社ディーピーシーを連結の範囲に含めております。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

なお、当連結会計年度において、メールカスタマーセンター株式会社及び株式会社ディーピーシーは、決算日を2月28日に変更し、連結決算日と同一となっております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券
その他有価証券
時価のないもの
移動平均法による原価法を採用しております。

たな卸資産

イ. 商品

総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

ロ. 仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

ハ. 貯蔵品

先入先出法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3年～40年
工具、器具及び備品 3年～15年
車両運搬具 2年～6年

無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

一部の連結子会社において、従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

退職給付引当金

当社及び一部の連結子会社において、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における自己都

合要支給額を退職給付債務として計上しております。

(4) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の発現する期間(5年)にわたり定額法により償却しております。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日又は償還日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資であります。

(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

【追加情報】

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

当連結会計年度 (平成25年2月28日)	
建物	13,000千円
土地	10,400
計	23,400

担保付債務は、次のとおりであります。

当連結会計年度 (平成25年2月28日)	
短期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	21,720千円
長期借入金	42,400

2 受取手形割引高

当連結会計年度 (平成25年2月28日)	
受取手形割引高	57,278千円

3 当座貸越契約

当社及び一部の連結子会社は、運用資金の効率的な調達を行うため、金融機関3行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当連結会計年度 (平成25年2月28日)	
当座貸越極度額	1,800,000千円
借入実行残高	50,000
差引額	1,750,000

(連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

当連結会計年度 (自平成24年3月1日 至平成25年2月28日)	
給料及び手当	650,005千円
賞与引当金繰入額	1,815
退職給付費用	13,572
貸倒引当金繰入額	425,886

2 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

当連結会計年度 (自平成24年3月1日 至平成25年2月28日)	
建物	620千円
工具、器具及び備品	62
車両運搬具	0
計	683

(連結包括利益計算書関係)

当連結会計年度(自 平成24年3月1日 至 平成25年2月28日)

該当事項はありません。

(連結株主資本等変動計算書関係)

当連結会計年度(自 平成24年3月1日 至 平成25年2月28日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度増加 株式数(株)	当連結会計年度減少 株式数(株)	当連結会計年度末株 式数(株)
発行済株式				
普通株式	7,543,800	30,900	-	7,574,700
合計	7,543,800	30,900	-	7,574,700
自己株式				
普通株式	150,147	57	-	150,204
合計	150,147	57	-	150,204

- (注) 1. 普通株式の発行済総数の増加30,900株は、新株予約権の権利行使による増加であります。
2. 普通株式の自己株式の株式数の増加57株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

当社が発行している新株予約権は、すべてストック・オプション等として無償で付与されているため、記載を省略しております。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成24年5月28日 定時株主総会	普通株式	147,873	20	平成24年2月29日	平成24年5月29日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年5月29日 定時株主総会	普通株式	148,489	利益剰余金	20	平成25年2月28日	平成25年5月30日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	当連結会計年度 (自 平成24年3月1日 至 平成25年2月28日)
現金及び預金勘定	6,849,114千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	5,001,200
現金及び現金同等物	1,847,914

2 当連結会計年度に株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

株式の取得により新たにメールカスタマーセンター株式会社及び株式会社ディーピーシーを連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに取得価額と取得のための支出(純額)との関係は次のとおりであります。

流動資産	1,235,958千円
固定資産	346,111
のれん	278,780
流動負債	1,366,581
固定負債	156,453
少数株主持分	29,376
株式の取得価額	308,439
現金及び現金同等物	244,321
差引：取得のための支出	64,117

(リース取引関係)

重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、原則として資金運用については、安全性の高い短期的な預金等に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、与信管理規程に従い、新規取引先等の信用調査等を行っており、また、取引先ごとに期日及び残高の管理をするとともに、主要な取引先の状況をモニタリングすることにより、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

有価証券及び投資有価証券は、主に、余資運用のため保有する債券等及び業務上の関係を有する企業の株式であり、債券・株式等発行体の信用リスク及び金利変動リスクに晒されております。有価証券については、原則として格付の高い債券を対象としているため、信用リスクは僅少であります。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であり、流動性リスクに晒されておりますが、月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

借入金及び社債の用途は運転資金及び設備投資であり、金利変動リスクに晒されております。当該リスクについては、一部、固定金利により調達することによりリスクの低減を図っております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

当連結会計年度（平成25年2月28日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	6,849,114	6,849,114	-
(2) 受取手形及び売掛金	4,153,762		
貸倒引当金	89,325		
	4,064,437	4,064,437	-
(3) 有価証券	200,000	200,000	-
資産計	11,113,552	11,113,552	-
(4) 買掛金	3,041,636	3,041,636	-
(5) 短期借入金	101,676	101,676	-
(6) 1年内償還予定の社債	14,000	14,000	-
(7) 長期借入金(*)	380,703	381,060	357
負債計	3,538,015	3,538,372	357

(*) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券

預金と同様の性格を有する合同運用の金銭信託は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 買掛金、(5) 短期借入金、(6) 1年内償還予定の社債

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しておりますが、変動金利によるものについては、金利が一定期間ごとに更改される条件となっているため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当連結会計年度 (平成25年2月28日)
投資有価証券 非上場株式	3,000

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから上表には含めておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

当連結会計年度(平成25年2月28日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	6,849,114	-	-	-
受取手形及び売掛金	4,153,762	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
その他	200,000	-	-	-
合計	11,202,877	-	-	-

4. 社債及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額

連結附属明細表「社債明細表」及び「借入金等明細表」をご参照下さい。

(有価証券関係)

その他有価証券

当連結会計年度(平成25年2月28日)

	種類	連結貸借対照表計上額(千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	200,000	200,000	-
	小計	200,000	200,000	-
合計		200,000	200,000	-

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び一部の連結子会社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を採用しております。

2. 退職給付債務に関する事項

	当連結会計年度 (平成25年2月28日)
退職給付債務(千円)	59,193
年金資産(千円)	5,533
退職給付引当金(千円)	53,659

(注) 当社及び一部の連結子会社は、退職給付債務の算定方法として簡便法を採用しております。

3. 退職給付費用に関する事項

	当連結会計年度 (自平成24年3月1日 至平成25年2月28日)
退職給付費用(千円)	13,572
勤務費用(千円)	13,572

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

簡便法を採用しておりますので、基礎率等について記載しておりません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

当社は、ストック・オプション付与時点において未公開企業であり、付与時点におけるストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は0円であるため、費用計上はしていません。

2. スtock・オプション等の内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 23名	社外協力者 1名	当社取締役 1名 当社従業員 7名
ストック・オプションの目的となる株式の種類及び数 (注)1	普通株式 179,700株	普通株式 6,900株	普通株式 23,700株
付与日	平成18年9月29日	平成18年9月29日	平成19年2月28日
権利確定条件 (注)2	新株予約権の権利行使時において、当社又は子会社の取締役又は使用人たる地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が定年もしくは当社の都合により退職した場合(以下「退職等」という。)で、取締役会が特に認めて新株予約権者に書面で通知したときは、引続き本新株予約権を退職等の後2年間行使することができる。	新株予約権の権利行使時において、当社の業務委託先企業の取締役又は使用人として当社の業務に従事していること、もしくは当社の取締役又は使用人たる地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が当社の業務委託先の取締役又は使用人である場合において、当社の都合により当該業務委託契約を解除したとき(以下「業務委託契約の解除等」という)、もしくは新株予約権者が当社の取締役又は使用人である場合において、定年もしくは当社の都合により退職したとき(以下「退職等」という。)で、取締役会が特に認めて本新株予約権者に書面で通知したときは、引続き本新株予約権を業務委託契約の解除等又は退職等の後2年間行使することができる。	新株予約権の権利行使時において、当社又は子会社の取締役又は使用人たる地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が定年もしくは当社の都合により退職した場合(以下「退職等」という。)で、取締役会が特に認めて新株予約権者に書面で通知したときは、引続き本新株予約権を退職等の後2年間行使することができる。
対象勤務期間 (注)2	自平成18年9月29日 至平成21年8月7日	自平成18年9月29日 至平成21年8月7日	自平成19年2月28日 至平成21年8月7日

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利行使期間	<p>平成21年8月8日から、平成28年9月25日までとする。</p> <p>ただし、本新株予約権者は、以下の区分に従って、割当を受けた本新株予約権の全部又は一部を行使することができる。</p> <p>イ 本行使期間開始日からその1年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その25%に相当する株式数についてのみ権利を行使することができる。</p> <p>ロ 本行使期間開始日の1年後の応当日から2年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その50%に相当する株式数（ただし、既に行使した新株予約権の目的となる株式数を控除する。）についてのみ権利を行使することができる。</p> <p>ハ 本行使期間開始日の2年後の応当日から3年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その75%に相当する株式数（ただし、既に行使した新株予約権の目的となる株式数を控除する。）についてのみ権利を行使することができる。</p> <p>ニ 本行使期間開始日の3年後の応当日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数の全部（ただし、既に行使した新株予約権の目的となる株式数を控除する。）について権利を行使することができる。</p>	<p>平成21年8月8日から、平成28年9月25日までとする。</p> <p>ただし、本新株予約権者は、以下の区分に従って、割当を受けた本新株予約権の全部又は一部を行使することができる。</p> <p>イ 本行使期間開始日からその1年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その25%に相当する株式数についてのみ権利を行使することができる。</p> <p>ロ 本行使期間開始日の1年後の応当日から2年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その50%に相当する株式数（ただし、既に行使した新株予約権の目的となる株式数を控除する。）についてのみ権利を行使することができる。</p> <p>ハ 本行使期間開始日の2年後の応当日から3年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その75%に相当する株式数（ただし、既に行使した新株予約権の目的となる株式数を控除する。）についてのみ権利を行使することができる。</p> <p>ニ 本行使期間開始日の3年後の応当日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数の全部（ただし、既に行使した新株予約権の目的となる株式数を控除する。）について権利を行使することができる。</p>	<p>平成21年8月8日から、平成29年2月23日までとする。</p> <p>ただし、本新株予約権者は、以下の区分に従って、割当を受けた本新株予約権の全部又は一部を行使することができる。</p> <p>イ 本行使期間開始日からその1年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その25%に相当する株式数についてのみ権利を行使することができる。</p> <p>ロ 本行使期間開始日の1年後の応当日から2年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その50%に相当する株式数（ただし、既に行使した新株予約権の目的となる株式数を控除する。）についてのみ権利を行使することができる。</p> <p>ハ 本行使期間開始日の2年後の応当日から3年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その75%に相当する株式数（ただし、既に行使した新株予約権の目的となる株式数を控除する。）についてのみ権利を行使することができる。</p> <p>ニ 本行使期間開始日の3年後の応当日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数の全部（ただし、既に行使した新株予約権の目的となる株式数を控除する。）について権利を行使することができる。</p>

- (注) 1. 上記表に記載された株式数は、平成20年2月15日付株式分割（普通株式1株につき100株）及び平成21年9月1日付株式分割（普通株式1株につき3株）による分割後の株式数に換算して記載しております。
2. 権利確定条件及び対象勤務期間は、当連結会計年度において存在したいずれのストック・オプションについても、新株予約権割当契約書に明記されておりません。新株予約権割当契約書における新株予約権の行使期間及び行使の条件を基に、ストック・オプション等に関する会計基準に基づきストック・オプションの権利行使期間の開始日の前日を権利確定日とみなした上で権利確定条件及び対象勤務期間を記載しております。

3. ストック・オプション等の規模及びその変動状況

当連結会計年度(平成25年2月期)において存在したストック・オプション等を対象とし、ストック・オプション等の数については、株式数に換算しております。

ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末残	30,000	1,800	6,300
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	30,000	1,800	6,300
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末残	37,200	3,600	6,600
権利確定	30,000	1,800	6,300
権利行使	24,600	5,400	900
失効	-	-	-
未行使残	42,600	-	12,000

(注) 上記表に記載された株式数は、平成20年2月15日付株式分割(普通株式1株につき100株)及び平成21年9月1日付株式分割(普通株式1株につき3株)による分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利行使価格 (円)(注)	174	174	557
権利行使時平均株価 (円)	950	998	1,010
公正な評価単価(付与日)(円)	-	-	-

(注) 権利行使価格については、平成20年2月15日付株式分割(普通株式1株につき100株)及び平成21年9月1日付株式分割(普通株式1株につき3株)による調整後の1株当たりの価格を記載しております。

4. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与時点において、当社は、株式を金融商品取引所に上場していないことから、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積もりによっております。また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる自社の株式の評価方法は、平成18年9月29日付与については類似会社比準方式と簿価純資産方式の折衷法により、平成19年2月28日付与については類似会社比準方式によっております。

5. ストック・オプションの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当連結会計年度末における本源的価値の合計額	38,865千円
当連結会計年度において権利行使された本源的価値の合計額	23,958千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当連結会計年度 (平成25年2月28日)
繰延税金資産(流動)	
貸倒引当金	31,758千円
未払事業税	1,946
未払賞与法定福利費	5,821
その他	5,748
小計	45,274
評価性引当額	1,579
計	43,694
繰延税金資産(固定)	
減価償却超過額	66,801
退職給付引当金	19,198
資産除去債務	14,290
貸倒引当金	156,274
小計	256,564
評価性引当額	9,463
計	247,100
繰延税金負債(固定)	
資産除去債務に対応する資産	4,550
計	4,550
繰延税金資産の純額	286,244

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当連結会計年度 (平成25年2月28日)
法定実効税率	40.7%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.8
のれん償却額	1.9
住民税均等割	0.5
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	5.4
その他	0.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	50.3

(企業結合等関係)

取得による企業結合

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 メールカスタマーセンター株式会社及びその子会社1社
事業の内容 ダイレクトメール発送代行事業

(2) 企業結合を行った主な理由

当社の顧客管理分野の支援の強化を果たすとともに、トータルソリューションサービスの一層の充実を果たし、企業価値の向上を図れるものと判断し株式を取得いたしました。

(3) 企業結合日

平成24年11月21日

(4) 企業結合の法的形式

現金による株式取得

(5) 結合後企業の名称

名称に変更はありません。

(6) 取得した議決権比率

50.2%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社がメールカスタマーセンター株式会社の議決権50.2%の株式を取得し連結子会社化したことによるものであります。

2. 連結財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

平成24年10月1日から平成25年2月28日まで

3. 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	302,400千円
取得に直接要した費用 アドバイザリー費用	6,039
取得原価	308,439

4. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれんの金額

488,280千円

(2) 発生原因

主として今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力から発生したものであります。

(3) 償却方法及び償却期間

5年間にわたる均等償却

5. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	1,235,958千円
固定資産	346,111
資産合計	1,582,070
流動負債	1,366,581
固定負債	156,453
負債合計	1,523,035

6. 企業結合契約に規定される条件付取得対価の内容及び当連結会計年度以降の会計処理方針

条件付取得対価は、企業結合後の特定の業績状況に応じて決定する契約となっております。また、この条件付取得対価の変動部分につきましては既に計上したのれんの修正と致します。

7. 企業結合が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に
及ぼす影響の概算額及びその算定方法

売上高	3,619,797千円
営業利益	18,252
経常利益	13,594
税金等調整前当期純利益	13,594
当期純利益	6,327
1株当たり当期純利益	0.85円

(概算額の算定方法)

企業結合が当連結会計年度開始の日に完了したと仮定して算定された売上高及び損益情報と取得企業の連結損益計算書における売上高及び損益情報との差額を、影響の概算額としております。

なお、当該注記は監査証明を受けておりません。

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの事業セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、メールカスタマーセンター株式会社及び株式会社ディーピーシーを連結子会社としたことに伴い「ダイレクトマーケティング支援事業」及び「ダイレクトメール発送代行事業」の2つを報告セグメントとしております。

「ダイレクトマーケティング支援事業」はダイレクトマーケティングを実施する企業への各種メディア枠の提供に加え、各種表現企画、制作、受注・物流等におけるノウハウ等のソリューションの提供を主な業務としております。

「ダイレクトメール発送代行事業」はダイレクトメールを発送する企業に対し、郵便やメール便等を利用し、印刷封入封緘作業等を含めた発送代行を主な業務としております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

当連結会計年度(自平成24年3月1日至平成25年2月28日)

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	連結財務諸表 計上額 (注)2
	ダイレクトマーケティング支援事業	ダイレクトメール発送代行事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	30,819,330	3,006,829	33,826,160	-	33,826,160
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	190	190	190	-
計	30,819,330	3,007,020	33,826,350	190	33,826,160
セグメント利益又は損失 ()	509,002	12,282	496,720	-	496,720
セグメント資産	10,755,472	1,569,774	12,325,246	-	12,325,246
その他の項目					
減価償却費	63,987	497	64,485	-	64,485
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	13,916	314	14,230	-	14,230

(注) 1. セグメント売上調整額は、セグメント間の内部売上高消去額であります。

2. セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と一致しております。

【関連情報】

当連結会計年度（自 平成24年3月1日 至 平成25年2月28日）

1．製品及びサービスごとの情報

単一の製品及びサービスの区分の外部顧客への売上が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

該当事項はありません。

3．主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
キューサイ株式会社	6,646,081	ダイレクトマーケティング支援事業
株式会社テレビショッピング研究所	4,846,718	ダイレクトマーケティング支援事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当連結会計年度（自 平成24年3月1日 至 平成25年2月28日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当連結会計年度（自 平成24年3月1日 至 平成25年2月28日）

(単位：千円)

	ダイレクトマーケティング支援事業	ダイレクトメール発送代行業業	その他	合計
当期償却額	-	42,065	-	42,065
当期末残高	-	446,215	-	446,215

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当連結会計年度（自 平成24年3月1日 至 平成25年2月28日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引
該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引
連結財務諸表提出会社の重要な子会社の役員等

当連結会計年度（自 平成24年3月1日 至 平成25年2月28日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及びその近親者	濱寄勝海	-	-	メールカスタマーセンター株式会社代表取締役	8.0	債務被保証	銀行借入に対する債務被保証(注)1	282,379	-	-
							社債に対する債務被保証(注)1	14,000	-	-
						担保の受入れ	銀行借入に対する担保の受入れ(注)2	64,120	-	-

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

メールカスタマーセンター株式会社は同社の銀行借入及び社債に対して、同社代表取締役濱寄勝海より債務保証を受けております。なお、保証料の支払いは行ってありません。

2. メールカスタマーセンター株式会社は同社の銀行借入に対して、同社代表取締役濱寄勝海より担保の提供を受けております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

該当事項はありません。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	当連結会計年度 (自 平成24年3月1日 至 平成25年2月28日)
1株当たり純資産額	1,125.49円
1株当たり当期純利益金額	33.53円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	33.25円

2. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 平成24年3月1日 至 平成25年2月28日)
1株当たり当期純利益金額	
当期純利益金額(千円)	248,202
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	248,202
期中平均株式数(株)	7,402,427
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	
当期純利益調整額(千円)	-
普通株式増加数(株)	61,387
(うち新株予約権(株))	(61,387)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率(%)	担保	償還期限
メールカスターセンター株式会社	メールカスターセンター株式会社 第4回無担保社債(株式会社三菱東京UFJ銀行保証付及び適格機関投資家限定)	平成20年11月28日	-	14,000	0.92 (変動)	無担保	平成25年11月28日
合計	-	-	-	14,000	-	-	-

(注) 連結決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内(千円)	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
14,000	-	-	-	-

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-	101,676	1.48	-
1年以内に返済予定の長期借入金	-	103,032	1.20	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	-	277,671	1.01	平成26年3月1日 ~平成30年2月27日
合計	-	482,379	-	-

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	91,032	78,640	61,728	46,271

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2)【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(千円)	-	-	24,675,269	33,826,160
税金等調整前四半期(当期) 純利益金額(千円)	-	-	339,279	502,852
四半期(当期)純利益金額 (千円)	-	-	169,467	248,202
1株当たり四半期(当期)純 利益金額(円)	-	-	22.91	33.53

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額 又は1株当たり四半期純損失 金額()(円)		-	16.62	10.62

(注) 当社は、第7期第3四半期連結累計期間より四半期連結財務諸表を作成しているため、第1四半期及び第2四半期の数値については記載しておりません。

2【財務諸表等】
(1)【財務諸表】
【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年2月29日)	当事業年度 (平成25年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	7,178,955	6,769,358
売掛金	3,655,893	3,262,545
有価証券	-	200,000
商品	165	145
貯蔵品	-	904
前渡金	2,100	2,520
前払費用	25,602	19,178
繰延税金資産	50,181	42,139
その他	30,071	21,482
貸倒引当金	65,490	80,066
流動資産合計	10,877,479	10,238,206
固定資産		
有形固定資産		
建物	110,700	110,700
減価償却累計額	53,207	65,612
建物(純額)	57,493	45,088
工具、器具及び備品	148,536	150,638
減価償却累計額	78,242	108,944
工具、器具及び備品(純額)	70,293	41,693
有形固定資産合計	127,786	86,782
無形固定資産		
ソフトウェア	79,685	70,594
無形固定資産合計	79,685	70,594
投資その他の資産		
関係会社株式	-	308,439
差入保証金	103,083	103,083
破産更生債権等	-	412,169
長期前払費用	20,023	15,000
繰延税金資産	59,199	240,681
その他	-	1,150
貸倒引当金	-	412,169
投資その他の資産合計	182,306	668,354
固定資産合計	389,779	825,731
資産合計	11,267,258	11,063,938

	前事業年度 (平成24年2月29日)	当事業年度 (平成25年2月28日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	2,531,381	2,413,886
未払金	203,861	148,620
未払費用	31,905	24,123
未払法人税等	166,728	6,386
その他	4,897	4,766
流動負債合計	2,938,773	2,597,782
固定負債		
退職給付引当金	38,676	48,624
資産除去債務	39,625	40,097
固定負債合計	78,302	88,721
負債合計	3,017,076	2,686,504
純資産の部		
株主資本		
資本金	635,638	638,499
資本剰余金		
資本準備金	625,638	628,499
資本剰余金合計	625,638	628,499
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	7,136,984	7,258,568
利益剰余金合計	7,136,984	7,258,568
自己株式	148,080	148,133
株主資本合計	8,250,182	8,377,433
純資産合計	8,250,182	8,377,433
負債純資産合計	11,267,258	11,063,938

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年 3月 1日 至 平成24年 2月29日)	当事業年度 (自 平成24年 3月 1日 至 平成25年 2月28日)
売上高		
ソリューション売上高	34,556,111	30,613,390
商品売上高	257,539	205,939
売上高合計	34,813,650	30,819,330
売上原価		
ソリューション売上原価	31,134,377	28,098,873
商品売上原価	232,224	191,577
売上原価合計	31,366,601	28,290,451
売上総利益	3,447,048	2,528,878
販売費及び一般管理費	₁ 1,467,784	₁ 2,019,876
営業利益	1,979,264	509,002
営業外収益		
受取利息	7,563	8,659
助成金収入	2,400	1,750
その他	6	384
営業外収益合計	9,970	10,794
営業外費用		
支払利息	25	344
自己株式取得費用	517	-
為替差損	-	194
その他	0	49
営業外費用合計	543	588
経常利益	1,988,691	519,208
特別利益		
貸倒引当金戻入額	15,841	-
特別利益合計	15,841	-
特別損失		
固定資産除却損	₂ 262	₂ 23
災害義援金	30,000	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	11,508	-
特別損失合計	41,770	23
税引前当期純利益	1,962,762	519,185
法人税、住民税及び事業税	813,857	423,169
法人税等調整額	1,191	173,440
法人税等合計	815,049	249,728
当期純利益	1,147,712	269,456

【売上原価明細書】

1. ソリューション売上原価

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成23年 3月 1日 至 平成24年 2月29日)		当事業年度 (自 平成24年 3月 1日 至 平成25年 2月28日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
媒体費		26,618,636	85.5	23,375,006	83.2
外注費		4,515,740	14.5	4,723,867	16.8
ソリューション売上原価		31,134,377	100.0	28,098,873	100.0

(注) 1. 媒体費は、テレビ番組放送枠やテレビCM枠、各種インターネットメディア、ラジオ、雑誌等のメディア枠から構成されております。

2. 外注費は、表現制作物の制作、コールセンター業務の委託、その他ソリューションの外注等から構成されております。

2. 商品売上原価

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成23年 3月 1日 至 平成24年 2月29日)		当事業年度 (自 平成24年 3月 1日 至 平成25年 2月28日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
期首商品棚卸高		-	-	165	0.1
当期商品仕入高		232,389	100.0	191,557	99.9
合計		232,389	100.0	191,722	100.0
期末商品棚卸高		165		145	
商品売上原価		232,224		191,577	

【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年 3月 1日 至 平成24年 2月29日)	当事業年度 (自 平成24年 3月 1日 至 平成25年 2月28日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	633,702	635,638
当期変動額		
新株の発行	1,936	2,860
当期変動額合計	1,936	2,860
当期末残高	635,638	638,499
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	623,702	625,638
当期変動額		
新株の発行	1,936	2,860
当期変動額合計	1,936	2,860
当期末残高	625,638	628,499
資本剰余金合計		
当期首残高	623,702	625,638
当期変動額		
新株の発行	1,936	2,860
当期変動額合計	1,936	2,860
当期末残高	625,638	628,499
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	6,139,778	7,136,984
当期変動額		
剰余金の配当	150,507	147,873
当期純利益	1,147,712	269,456
当期変動額合計	997,205	121,583
当期末残高	7,136,984	7,258,568
利益剰余金合計		
当期首残高	6,139,778	7,136,984
当期変動額		
剰余金の配当	150,507	147,873
当期純利益	1,147,712	269,456
当期変動額合計	997,205	121,583
当期末残高	7,136,984	7,258,568

	前事業年度 (自 平成23年 3月 1日 至 平成24年 2月29日)	当事業年度 (自 平成24年 3月 1日 至 平成25年 2月28日)
自己株式		
当期首残高	226	148,080
当期変動額		
自己株式の取得	147,854	53
当期変動額合計	147,854	53
当期末残高	148,080	148,133
株主資本合計		
当期首残高	7,396,956	8,250,182
当期変動額		
新株の発行	3,873	5,721
剰余金の配当	150,507	147,873
当期純利益	1,147,712	269,456
自己株式の取得	147,854	53
当期変動額合計	853,225	127,251
当期末残高	8,250,182	8,377,433
純資産合計		
当期首残高	7,396,956	8,250,182
当期変動額		
新株の発行	3,873	5,721
剰余金の配当	150,507	147,873
当期純利益	1,147,712	269,456
自己株式の取得	147,854	53
当期変動額合計	853,225	127,251
当期末残高	8,250,182	8,377,433

【重要な会計方針】

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法を採用しております。
- (2) その他有価証券
時価のないもの
移動平均法による原価法を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

- (1) 商品
総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。
- (2) 貯蔵品
先入先出法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産
定率法によっております。
主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物 : 3 ~ 18年
工具、器具及び備品 : 3 ~ 15年
- (2) 無形固定資産
自社利用目的のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

4. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における自己都合要支給額を退職給付債務として計上しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

- 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

【表示方法の変更】

(損益計算書関係)

前事業年度において、費目別に区分掲記しておりました「販売費及び一般管理費」は、当事業年度より損益計算書の一覧性及び明瞭性を高めるため、「販売費及び一般管理費」として一括掲記し、その主要な費目及び金額を注記する方法に変更しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

なお、前事業年度及び当事業年度における販売費及び一般管理費の主要な費目並びに金額は、「注記事項(損益計算書関係)」に記載のとおりであります。

【追加情報】

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(貸借対照表関係)

1 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、金融機関3行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく借入未実行残高は以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年2月29日)	当事業年度 (平成25年2月28日)
当座貸越契約極度額	1,500,000千円	1,500,000千円
借入実行額	-	-
差引額	1,500,000	1,500,000

2 保証債務

当社は、他社の金融機関からの借入金に対して、次のとおり債務保証を行っております。

	前事業年度 (平成24年2月29日)	当事業年度 (平成25年2月28日)
メールカスタマーセンター株式会社 (借入債務)	-	200,000千円
計	-	200,000千円

(損益計算書関係)

1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度56%、当事業年度44%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度44%、当事業年度56%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自平成23年3月1日 至平成24年2月29日)	当事業年度 (自平成24年3月1日 至平成25年2月28日)
給料及び手当	560,420千円	612,743千円
賞与	116,680	128,820
法定福利費	97,622	110,386
退職給付費用	12,613	12,547
地代家賃	119,847	126,787
減価償却費	50,833	63,987
貸倒引当金繰入額	-	426,745
業務委託費	99,647	104,531

(表示方法の変更)

「役員報酬」及び「旅費及び交通費」は金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度においては、主要な費目として表示しておりません。なお、前事業年度の「役員報酬」及び「旅費及び交通費」はそれぞれ81,378千円、92,720千円であります。

2 固定資産除却損の内容は、次の通りであります。

	前事業年度 (自平成23年3月1日 至平成24年2月29日)	当事業年度 (自平成24年3月1日 至平成25年2月28日)
工具、器具及び備品	178千円	23千円
ソフトウェア	84	-
計	262	23

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成23年3月1日 至 平成24年2月29日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
普通株式	147	150,000	-	150,147
合計	147	150,000	-	150,147

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加75株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

当事業年度(自 平成24年3月1日 至 平成25年2月28日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
普通株式	150,147	57	-	150,204
合計	150,147	57	-	150,204

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加57株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

子会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は308,439千円、前事業年度の貸借対照表計上額は-千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成24年2月29日)	当事業年度 (平成25年2月28日)
繰延税金資産 (流動)		
貸倒引当金	26,648千円	30,271千円
未払事業税	13,298	1,395
未払賞与法定福利費	5,234	5,478
その他	5,000	4,994
計	50,181	42,139
繰延税金資産 (固定)		
貸倒引当金	-	146,897
退職給付引当金	13,784	17,329
資産除去債務	14,122	14,290
減価償却費超過額	38,106	66,714
計	66,013	245,232
繰延税金負債 (固定)		
資産除去債務に対応する資産	6,814	4,550
計	6,814	4,550
繰延税金資産の純額	109,380	282,820

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成24年2月29日)	当事業年度 (平成25年2月28日)
法定実効税率 (調整)	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、記載を省略しております。	40.7%
交際費等永久に損金に算入されない項目		1.7
住民税均等割		0.4
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正		5.2
その他		0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率		48.1

(企業結合等関係)

取得による企業結合

連結財務諸表「注記事項(企業結合等関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しておりません。

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成23年3月1日 至 平成24年2月29日)	当事業年度 (自 平成24年3月1日 至 平成25年2月28日)
1株当たり純資産額	1,115.85円	1,128.35円
1株当たり当期純利益金額	153.27円	36.40円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	151.70円	36.10円

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年3月1日 至 平成24年2月29日)	当事業年度 (自 平成24年3月1日 至 平成25年2月28日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	1,147,712	269,456
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	1,147,712	269,456
期中平均株式数(株)	7,488,045	7,402,427
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	77,439	61,387
(うち新株予約権(株))	(77,439)	(61,387)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】
【有価証券明細表】
(その他)

銘柄			券面総額 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)
有価証券	その他有価証券	金銭信託(Regista)	200,000	200,000
		小計	200,000	200,000
計			200,000	200,000

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	110,700	-	-	110,700	65,612	12,404	45,088
工具、器具及び備品	148,536	3,349	1,247	150,638	108,944	31,926	41,693
有形固定資産計	259,237	3,349	1,247	261,338	174,556	44,330	86,782
無形固定資産							
ソフトウェア	109,380	10,566	-	119,947	49,352	19,657	70,594
無形固定資産計	109,380	10,566	-	119,947	49,352	19,657	70,594
長期前払費用	26,335	-	435	25,899	5,875	5,501	20,023

(注) 長期前払費用の「差引当期末残高」の金額の内5,023千円は、1年以内に費用化されるものであるため、流動資産の前払費用に含めております。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	65,490	448,317	-	21,572	492,236

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、洗替えによる戻入額21,572千円であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

流動資産

イ．現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	30
預金	
当座預金	1,863
普通預金	1,267,465
定期預金	5,500,000
小計	6,769,328
合計	6,769,358

ロ．売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
キューサイ株式会社	743,773
ヤーマン株式会社	490,984
株式会社テレビショッピング研究所	322,943
森永製菓株式会社	260,400
株式会社エスプリライン	243,578
その他	1,200,865
合計	3,262,545

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{(B)}$
3,655,893	32,360,055	32,753,403	3,262,545	90.9	39.0

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

八．商品

区分	金額(千円)
頭髪用化粧品	145
合計	145

二．貯蔵品

区分	金額(千円)
商品券等	904
合計	904

固定資産
関係会社株式

区分	金額(千円)
(子会社株式) メールカスタマーセンター株式会社	308,439
合計	308,439

流動負債
買掛金

相手先	金額(千円)
株式会社大広	1,117,617
株式会社電通	249,634
株式会社三広	166,078
株式会社大広九州	123,616
株式会社ツーウェイシステム	96,301
その他	660,638
合計	2,413,886

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	3月1日から2月末日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後の翌日から3ヶ月以内
基準日	2月末日
剰余金の配当の基準日	8月31日 2月末日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行います。ただし、やむを得ない事由により、電子公告による ことができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行います。 なお、電子公告は当社ホームページに掲載し、そのアドレスは次のとおりです。 http://www.tri-stage.jp/
株主に対する特典	株主優待制度 (1)対象株主 毎年8月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された100株 (1単元)以上を保有している普通株主 (2)優待内容 100株以上 1,000円相当のクオカード 500株以上 2,000円相当のクオカード

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、取得請求権付株式の取得を
請求する権利、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利以外の権利を有しておりません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第6期（自平成23年3月1日至平成24年2月29日）平成24年5月29日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成24年5月29日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

第7期第1四半期（自平成24年3月1日至平成24年5月31日）平成24年7月13日関東財務局長に提出。

第7期第2四半期（自平成24年6月1日至平成24年8月31日）平成24年10月15日関東財務局長に提出。

第7期第3四半期（自平成24年9月1日至平成24年11月30日）平成25年1月11日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

平成24年5月31日関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年5月29日

株式会社トライステージ

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 神山 宗武 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉田 英志 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社トライステージの平成24年3月1日から平成25年2月28日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トライステージ及び連結子会社の平成25年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社トライステージの平成25年2月28日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社トライステージが平成25年2月28日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
 2. 連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成25年5月29日

株式会社トライステージ

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 神山 宗武 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉田 英志 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社トライステージの平成24年3月1日から平成25年2月28日までの第7期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トライステージの平成25年2月28日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。